

提言書

高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例
第8期見守り委員会



令和2年5月26日

目 次

1. はじめに	1
2. 提 言	2
3. 提言に向けた制度の分析	
I. 地域コミュニティの活動支援	3
II. テーマ型市民活動の支援	7

資 料

【照会回答のまとめ】 I. 地域コミュニティの活動支援	14
【照会回答のまとめ】 II. テーマ型市民活動の支援	15
各市照会回答	16
高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例 見守り委員会 第8期審議経過	34
高知市市民と行政のパートナーシップの まちづくり条例見守り委員会 第8期委員名簿	35

高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例

第8期見守り委員会 提言書

1. はじめに

平成30年5月に高知市長から委嘱された委員14名により、第8期見守り委員会はスタートしました。平成15年4月の条例制定以降、多くの市民が幅広く関わってきた地域活動・市民活動は、平成の市町村合併や東日本大震災の発生などを契機として広がりを見せてきました。近年は全国的に台風や豪雨等による大規模な災害が発生し、各地で大きな被害が報告されており、日頃からの地域住民同士のつながりの大切さを改めて実感するところとなりました。

高知市においては、地域に根差し、住民同士のつながりや地域課題の解決に取り組んでいる町内会・自治会をはじめ、平成22年度から地域コミュニティ再構築事業として取り組んでいる「地域内連携協議会」などがあります。また、地域の枠を超え、テーマごとに地域課題の解決に向け取り組んでいるNPOや平成15年度から実施している「公益信託高知市まちづくりファンド」や平成24年度に創設された「こうちこどもファンド」の助成を受けた団体など、それぞれの団体が住みよい豊かなまちづくりを目指し活動を行っています。

近年、少子化・高齢化等の影響や社会情勢の変化に伴い、地域課題も変化してきており、高知市のまちづくりにおいても、地域活動の担い手不足や関心の低下、地域課題や住民ニーズの多様化など様々な課題が生じています。

こうしたことから、高知市の地域活動・市民活動に対する支援について再検討すべき時期にあると考えています。

今期見守り委員会では、支援について再検討するにあたり、地域コミュニティの活動支援とテーマ型市民活動支援の2つの視点から、“権限と財源の移譲”をテーマに検討することとしました。地域コミュニティの活動支援については「地域内連携協議会」を、テーマ型市民活動支援については「公益信託高知市まちづくりファンド」を事例として取り上げ、それぞれ参考となる他自治体の事例を分析しました。

2. 提言

高知市としても、これからの地域活動・市民活動がさらに発展するよう、次のような事項に関する本委員会の分析結果を踏まえて、市長公約である「市民主導の地域活動に対して、市税の1%を活用・還元できる仕組みの構築」に向けて、今後の支援についても庁内組織において検討するよう提言します。

I. 地域コミュニティの活動^{*1}支援

- ①地域内連携協議会や町内会連合会等への事務局機能の支援（p6 参照）。
- ②地域内連携協議会や町内会連合会等への補助金額の増額（p6 参照）。

II. テーマ型市民活動^{*2}の支援

- ①税金を用いた「公益信託高知市まちづくりファンド」の財源の確保（p10 参照）。
- ②メディアを活用した「公益信託高知市まちづくりファンド」の市民へのPR（p10 参照）。

「I. 地域コミュニティの活動支援」と「II. テーマ型市民活動の支援」について事例を分析し、3ページから10ページにまとめていますのでご覧ください。

※1 地域コミュニティの活動…居住地域を基盤として、住民同士が親睦を深めながら、様々な地域課題の解決に向けて取り組む活動。

※2 テーマ型市民活動…居住地域に関わらず、防災や福祉、子育て、環境など様々な分野（テーマ）のもと、地域課題の解決に向けて取り組む活動。

■地域内連携協議会

地域内での助け合い・支え合いの仕組みとして提案している「地域内連携協議会」は、令和2年4月現在、市内全小学校区41校区のうち、27地域（28小学校区）で設立されています。

■公益信託高知市まちづくりファンド

「公益信託高知市まちづくりファンド」については、制度運用が開始された平成15年度から平成30年度までの間に、159団体に対し合計約4,480万円を助成しており、令和3年度には20年を迎えます。

3. 提言に向けた制度の分析

I. 地域コミュニティの活動支援

【各市の制度概要】

	高知市
自治体	人口 327,009 人 世帯数 163,464 世帯 総面積 309.00 km ² (令和 2 年 3 月 1 日現在)
制度	地域内連携協議会 ■活動範囲 おおむね小学校区 41 小学校区のうち、27 地域（28 小学校区）で設立・認定 令和 2 年 4 月現在 地域内で活動する様々な団体等が連携・協力し、地域課題の解決を目指すための仕組みである「地域内連携協議会」に対し、補助金を交付している。
予算・財源	① 運営費補助金 上限 10 万円（年額・補助率 10/10） ② 活動費補助金 上限 30 万円（年額・補助率 10/10） 平成 31 年度予算額 1,040 万円 運営費 10 万円×26 地域＝260 万円 活動費 30 万円×26 地域＝780 万円
補助対象事業	①運営費 運営に係る事業 謝礼金等，旅費交通費，消耗品費，印刷製本費，通信費，手数料，保険料，使用料賃借料，備品購入費，備品修繕費 ②活動費 自主的かつ主体的に取り組む事業で，次に掲げるもの (1)地域情報の共有に関するもの (2)地域内の各種団体の連携の促進に関するもの (3)地域住民相互の親睦及び交流の促進に関するもの (4)地域課題の解決又は地域の活性化に関するもの (5)その他市長が必要と認めるもの 謝礼金等，旅費交通費，消耗品費，印刷製本費，燃料費，通信費，手数料，保険料，委託料，使用料賃借料，備品購入費，備品修繕費，負担金分担金
事務局	・非常勤（地域住民） ・無給 ※事務手数料として支給されている場合もある
その他	・市税（平成 31 年度当初予算）約 456 億円〔個人市民税 約 214 億円〕 ・補助金繰越不可 ・人的支援：職員（兼務）を「地域活動応援隊」として各協議会に配置している。（3 名/1 協議会）

朝来市（兵庫県）	飯田市（長野県）
人口 30,197 人 世帯数 12,337 世帯 総面積 403.06 km ² （令和 2 年 2 月 29 日現在）	人口 100,403 人 世帯数 39,972 世帯 総面積 658.66 km ² （令和 2 年 2 月 29 日現在）
地域自治協議会 ■活動範囲 おおむね小学校区 （全 12 小学校区・全 11 協議会が設立済） 地域の様々な団体や事業者が参加し、それぞれの特性を活かして連携・協働する新しい地域自治システムである「地域自治組織」に「地域自治包括交付金」を交付する。	まちづくり委員会 ■活動範囲 地域自治区 縦割りであった補助金を廃止し、市の区域を分け設置された「地域自治区」の区域において、中核的にまちづくりに取り組むため組織された「まちづくり委員会」に対し「パワーアップ補助金」を交付する。
①事務局運営額（年額上限 280 万円） ②地域配分額 ①～③総額 ③地域協働事業額 約 7,612 万円(H30 実績) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 参考〕梁瀬地域自治協議会 人口：3,261 人 世帯数：1,275 世帯 包括交付金実績(H30) 7,096,000 円 </div>	総額 1 億円 ・均等割 3 割 （3,000 万円を 20 地区均等配分） ・人口割 7 割 （7,000 万円を 20 地区人口割配分）
①協議会実施事業 ②地域づくり補助事業 <u>（10%以上の自己財源を求める）</u> ※補助率、補助方法などは各協議会の判断と責任において決定 (1)地域環境整備（ハード）事業 (2)地域団体等の活動に対する補助 (3)区の活動に対する補助 ③地域協働事業 (1)花いっぱいのみちづくり事業 (2)地域環境保全事業 (3)交通安全事業 ④事務局運営費（年額上限 280 万円） 事務局員（地域マネージャー）の雇用に係る経費	①共同及び共益的な事業 ②住民の総意による地域づくり事業 ③まちづくり委員会の運営費用 ※各地区の裁量で使える （事業例） ・災害時助け合いマップ更新 ・児童クラブ運営 ・夏祭り、文化祭、運動会などの ・高齢者向け配食サービス支援 ・小学校や保育園への太陽光パネルの設置 ・空き家対策事業 情報提供を呼びかけるチラシを全戸へ配布するなど
・専任，兼業 ※団体によって異なる ・有給（年額上限 280 万円） ※協議会が雇用，事業主と労働者の関係が発生	・自治振興センター職員（市職員）が事務補助，もしくは専任（地域住民・有給）
・地域自治協議会設立後 3 年以内に地域まちづくり計画の策定が必須 ・後年度において実施する事業の積立金の造成可（当該年度に交付された交付金の 25%以内の額，後年度に実施する事業の明確化が必要）	・まちづくり委員会へ市からの委託業務 文書配布，防犯灯管理，ごみ集積所管理，リサイクルステーション管理，保健推進活動事業交付金

【分析内容】

■朝来市「地域自治協議会」と飯田市「まちづくり委員会」の事例について

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ●包括交付金であるため、自由度が高く、活動の幅が広い <ul style="list-style-type: none"> ・複数課題の解決に向けた事業の実施 ・地域のニーズに合った事業の実施 →活動の地域活動を総合的に支援できる（縦割りからの解放） ●運営費（人件費含む）が確保されることにより、安定した事務局運営が可能になる <ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続，拡大，発展に繋がる ・事務局員を有給とすることで，次の人に引き継ぎやすく，次世代の育成も可能となる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ●地域に「何かやろう」という気運がないと，交付金を有効活用できない <ul style="list-style-type: none"> ・簡単な事業，一部の地域住民にメリットのある事業に流れていく危険性がある ・地域課題を交付金で解決することが前提になると，自助・共助の衰退に繋がる ●行政から地域への委託部分が多くなると，交付金の中で，本当に地域が自由に使える部分が少なくなる <ul style="list-style-type: none"> ・行政の下請け化に繋がる危険性がある（上下関係のある依存） ●事務局を中心に事業を進めすぎると，事務局への依存に繋がる。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局員の力量により活動に差が出る ・一部の人へ負担が集中する

《分析の経過（意見）》

- ・人手不足，人員確保は共通の課題。
- ・朝来市については制度自体が下請け的に感じられるが，高知市はやれる範囲でやってみてください，という制度で，方向性が異なるのではと思った。
- ・行政がいくつかメニューあげて地域が選択・判断する，もしくは行政がやっていないことをやる，と地域が手を挙げて補助金を取りにいく仕組みができないか。
- ・住民の総意をくみとるのは難しい。一般住民への認知度不足。
- ・女性の割合が少ないことに驚いた。
- ・その時々によって人員の力量が違い安定しないので，プロを雇用する制度がないと制度を維持するのは難しいのではないか。
- ・住民が担う公共性とはどういうものなのか定義が必要ではないか。
- ・飯田市は複数の委員会で活動しているのが特徴で，課題解決に取り組むにはよいと思う。
- ・交付金を出す代わりに地域にやることを押し付けるような形になると，地域がやりたいことができる，ということに反した制度になってしまうのでは。
- ・高知市の場合は住民に丸投げではない。連携協議会は諸団体をつなげるため必要だと思う。
- ・地域内連携協議会は，うまく機能している地域もあるが，地域コミュニティが衰退している地域で設立しても，課題解決に向けた取組を進めていくことは難しい。町内会・自治会など従来型の組織を充実させることが必要なのではないか。

■高知市の地域コミュニティの活動支援について検討する際のポイント

①地域内連携協議会や町内会連合会等への事務局機能の支援

(事務局員雇用の費用を補助金の対象とする)

【期待される効果】

安定した事務局運営が可能となり、事業の継続・拡大・発展にも繋がる。また、事務局員に地域の状況を理解し、事務のスキルを持った人材を雇用できれば、地域の独立性・自主性を保つことができると考えられる。さらに、スキル・思いを持った人材を育てることができ、次世代の育成が可能となる。

【課題】

事務局員の任期を定め、評価したうえで更新するなど、適切な人材を事務局に配置できるような仕組みづくりが必要である。また、組織運営について専門のスキルを持ったコーディネーターを活用し、人材育成を行うことについても検討が必要である。

※行政職員による事務局支援の留意点

事務局として行政職員を配置する方法も考えられるが、職員の地域理解や定期的な異動の問題があり、どこまで地域に寄り添えるかは職員の力量による部分が多い。

また、事務局を行政が担うことになれば、地域の自主性・主体性を損ない、行政の下請け化に繋がる可能性があるため注意が必要となる。

②地域内連携協議会や町内会連合会等への補助金額の増額

【期待される効果】

補助金額が増額されることにより、地域が独立して組織を運営し、地域の特色を活かした様々な事業を行うことが可能になる。

【課題】

補助金ありきの地域課題の解決が前提になってしまうと、自助・共助の意識の低下を招く危険性がある。

※行政委託の際の留意点

行政からの委託は、行政の下請け化や行政の責任逃れにならないよう注意が必要であるが、例えば、中山間部の道役を地域が担うなど、「地域ができること」と「行政がやるべきこと」について、明確に仕分けした上で委託するのであれば、地域が自由に使うことができる貴重な財源になりうる。

II. テーマ型市民活動の支援

【各市の制度概要】

自治体	高知市	一宮市（愛知県）
	人口 327,009 人 世帯数 163,464 世帯 総面積 309.00 km ² （令和 2 年 3 月 1 日現在）	人口 385,088 人 世帯数 162,085 世帯 総面積 113.82 km ² （令和 2 年 3 月 1 日現在）
制度	公益信託 高知市まちづくりファンド <ul style="list-style-type: none"> ・高知市が 3,000 万円を出捐し、四国銀行に信託。平成 24 年には 3,000 万円の追加出捐。 ・財団法人民間都市開発推進機構による「住民参加型まちづくりファンド」への資金拠出制度を活用し、まちづくりのハード整備事業に対して、平成 18 年度から総予算 1,000 万円の範囲内で助成事業を行ってきた。 	市民が選ぶ市民活動支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税額総額の 1 % 相当額を 18 歳以上の市民で割り戻して算出した額（1 人あたりの支援金額が定額・納税者でなくても支援できる） ・1 人 3 団体まで選択可 ・市民活動支援金への積み立ても選択可
支援金額	学生まちづくりコース 上限 5 万円 まちづくりはじめての一步コース 上限 5 万円 まちづくり一步前へコース 上限 30 万円 まちづくり拠点整備コース 上限 100 万円 まちづくりたまごコース 上限 3 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請ができる金額は、申請事業に係る対象経費の 2/3 に相当する額以内 ・平成 30 年度の 1 人当たりが支援できる金額 …654 円
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる助成事業を行うのに必要な経費 講師や専門家への謝礼、交通費（国内のみ）、会議費、印刷費（資料印刷など）、通信費（電話代・切手代など）、消耗品その他 ・参加者募集のための広報・見学会等の経費 ・運営費（人件費や事務所の維持管理費）は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費、旅費、印刷製本費、消耗品費、食糧費、通信費、手数料、備品費、使用料、賃借料、人件費（900 円/時間を上限）は対象 ・費用の流用は、条件によっては認める
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤，非常勤 ※団体によって異なる ・有給，無給 ※団体によって異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤，非常勤 ※団体によって異なる ・有給，無給 ※団体によって異なる
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市税（平成 31 年度当初予算） 約 456 億円〔個人市民税 約 214 億円〕 市民一人あたり約 615 円 ・平成 15 年度から制度スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効投票率 11.0% ・紹介冊子を市広報紙とともに全戸配布，その他 P R 活動，ラジオ出演など ・平成 20 年度から制度スタート

八千代市（千葉県）	市川市（千葉県）【平成 27 年度事業終了】
人口 199,933 人 世帯数 90,056 世帯 総面積 51.39 km ² （令和 2 年 2 月 29 日現在）	人口 490,330 人 世帯数 246,653 世帯 総面積 56.39 km ² （令和 2 年 2 月 29 日現在）
市民活動団体支援金交付制度 <ul style="list-style-type: none"> 個人市民税額総額の 1%相当額を 18 歳以上の市民で割り戻して算出した額（1人あたりの支援金額が定額・納税者でなくても支援できる） 1人3団体まで選択可 全ての対象団体への支援も選択可 	1%支援制度 <ul style="list-style-type: none"> 個人市民税の 1%相当額（個人によって支援金額が異なる） 地域ポイントによる支援も可（納税者でなくても支援できる） 1人3団体まで選択可 市民活動団体支援基金への積み立ても選択可
<ul style="list-style-type: none"> 支援金額は 50万円もしくは事業費総額の 1/2のいずれか低い金額までが上限 令和元年度の 1人当たりが支援できる金額…760円 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金額に上限なし 平成 27 年度実績 補助金交付団体数 112 団体 補助確定額 約 1,140 万円
<ul style="list-style-type: none"> 事業を行うために直接要する経費（講師等の謝礼、チラシ作成などの印刷費、会場使用料等） 団体の維持・運営などに要する経費（人件費、食糧費、事務所の家賃、光熱水道費等）は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 事業にかかる対象経費総額の 2分の1を限度とする 報償費、交通費、消耗品費、原材料費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、備品購入費、保険料が対象（人件費は対象外） 費用の流用は原則不可
<ul style="list-style-type: none"> 非常勤、常勤 ※団体によって異なる 有給、無給 ※団体によって異なる 	<p style="text-align: center;">—</p>
<ul style="list-style-type: none"> 支援対象に決定した団体と事業内容を市の広報紙やHPで公表、市政情報メール、インターネットでの動画配信、庁内行政モニターでPR 平成 21 年度から制度スタート 	<ul style="list-style-type: none"> PR 誌掲載原稿・事業 PR シートの作成、1%PR グッズ（のぼり旗・ベスト・腕章）の利用 平成 17 年度から制度スタート

【分析内容】

■一宮市「市民が選ぶ市民活動支援制度」と八千代市「市民活動団体支援金交付制度」、市川市「1%支援制度」の事例について

メリット	<ul style="list-style-type: none">●活動団体への交付金が市税から拠出されることが明確にされており、制度に対する市民の関心が高まる（認知度が上がる）●支援する団体を市民自らが選択できる ＝市税の使い道を市民が選ぶことができる●市民に対して、制度・活動団体の情報の広報に力を入れている ・より多くの市民が制度に参加してもらえるよう、また、公金を使うため、しっかりとした情報発信が必要となる
デメリット	<ul style="list-style-type: none">●補助金額の算定や納税の確認等、事務が煩雑になりすぎる●票を集めるためのPR活動に労力を要し、活動団体の負担が大きくなる●事業実施に必要な金額に達しないケースがある

《分析の経過（意見）》

- ・人気投票のようになると、自分の団体本来の活動よりPRに労力がかかるのではないか。
- ・制度の目的が“納税意識の向上”（市側）から“まちづくり”（市民団体側）へ変わっている。ねらいが明確になっていれば、このように制度を変えていってもいいと思う。
- ・支援を受ける団体数が高知市のまちづくりファンドに比べてかなり多い。市民活動に関わる人たちの裾野を広げていることの意味は大きい。
- ・3つの1%支援制度から、高知市の取組にアレンジするとしたら何ができるかを考えた方が分かりやすいのではないか。
- ・活動団体の情報を市の広報紙とは別に全戸に提供できることは大きい。高知市で考えると、「あかるいまち」だけでは伝わりにくいため、例えば広告費で計上したり、新聞と提携したりして記事を掲載してもらおう等の方法も考えられるのではないか。
- ・短所としてあげられているPRに労力がかかるということに対して、市民のスキルアップや人材発掘につながるという長所がある、というように長所と短所が裏返しのようにになっている。どこを目指すのかを考えて制度についての検討を行ってはどうか。
- ・明確な目標設定（何のためにどこにお金を出すか等）が必要。
- ・頑張っているところを後押しできるような支援制度になればいいと思う。

■高知市のテーマ型市民活動の支援について検討する際のポイント

①税金を用いた「公益信託高知市まちづくりファンド」の財源の確保

【期待される効果】

“まちづくりファンド税”や“まちづくり応援税”等の目的税の創設や、ふるさと納税の活用により、安定した財源の確保につながり、また、より幅広い事業の実施や大規模な事業展開が期待できる。

例えば、一宮市や八千代市、市川市のような1%支援制度を高知市で考えた場合、1年間で約2億1千万円の財源が確保できると推計される。

【課題】

公金であるため使い道などの明確化も必要であるが、手続きの簡素化を検討するとともに、市民団体の意向や目的を反映しやすい柔軟性のある制度設計をする必要がある。

②メディアを活用した「公益信託高知市まちづくりファンド」の市民へのPR

【期待される効果】

まちづくりファンドの制度や採用団体の活動状況等について、定期的なメディア（新聞・テレビ・インターネット・SNSなど）への露出や年に1度の新聞全面への掲載を通じて、広く市民に発信することにより、より多くの方に関心を持ってもらうことに繋がる。

【課題】

一宮市や八千代市、市川市のように、申請団体側が市民に向けて活動内容等をPRする制度の場合は、PR記事の作成など申請に係る事務に手間がかかり、活動団体の負担が増える。

制度や活動団体のPRを行うために新たな財源を確保する必要がある。また、テレビや新聞、地元誌などメディア側にもメリットのある提案をし、掲載に係る経費を削減するなど※、コストのかからない広報についても併せて検討する必要がある。

※過去の事例

平成30年度から、高知新聞「読もっか こども高知新聞」紙面にて、こうちこどもファンド助成団体の取組を月1回紹介。記事は各団体のこどもたちが執筆している。

資料

目次

【照会回答のまとめ】 I. 地域コミュニティの活動支援	14
【照会回答のまとめ】 II. テーマ型市民活動の支援	15
各市照会回答	16
高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例 見守り委員会 第8期審議経過	34
高知市市民と行政のパートナーシップの まちづくり条例見守り委員会 第8期委員名簿	35

【照会回答のまとめ】 I. 地域コミュニティの活動支援

地域コミュニティの活動支援に関する他自治体の参考事例として、朝来市の「地域自治組織へ地域自治包括交付金を交付する制度」と飯田市の「まちづくり委員会へパワーアップ補助金を交付する制度」について、自治体（市）と市民（団体）に照会しました。

照会回答を自治体側と市民側の視点から成果と課題に整理し、下記の表にまとめました。

		朝来市	飯田市
成果	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人件費</u>を含む運営費を捻出することができる ・ 交付金は運営費の他、 <u>自治協議会の活動に充てることができ、主体的に使うことができる</u> ・ 市職員が「地域協働推進プロジェクトチーム」として運営や事業に協力してくれる ・ まちづくり計画に基づき、地域の課題に広域的に取り組むことができる ・ いろいろと議論することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パワーアップ補助金は、 <u>地域活動の財源として柔軟に使える</u> ・ 過去の自治会より、自由度が広がった →地域の創造力が高まっている
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域が自主的な地域運営を行うことができる基盤が整備できた 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を活かしたまちづくりを推進できる
課題	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区への各種補助金が多く、自主活動費が少ない →自主財源が少ない団体は、やりたい事業の実施が難しい ・ <u>行政から委譲された事務があり、下請けになっていると感じる</u> ・ 住民の総意を反映させるのは難しい ・ <u>活動人員の確保が難しい</u> ・ まだまだ行政頼みが強く、自分たちで決めて、自分たちで実行するという自治協議会の趣旨を理解している住民が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任せられる責任が重すぎる ・ <u>人材不足</u> ・ <u>事務局の負担が大きい、事務局依存</u> ・ 事務局を担っているセンター職員の異動 →ノウハウが蓄積されない ・ 補助金があることにより、やらざるを得ない状況になる
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の各種行事の見直しが進まず（毎年同じ事業の繰り返し）、地域の負担が減らない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局依存になる場合がある ・ 団体の成熟度に差が出る

【照会回答のまとめ】 II. テーマ型市民活動の支援

テーマ型市民活動の支援に関する他自治体の参考事例として、一宮市の「市民が選ぶ市民活動支援制度」と八千代市の「市民活動団体支援金交付制度」、市川市の「1%支援制度」について、自治体（市）と市民（団体）に照会しました。

照会回答を自治体側と市民側の視点から成果と課題に整理し、下記の表にまとめました。

		一宮市	八千代市	市川市
成果	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市民に活動をPRできる</u> →共感を得られる →応援してもらえる ・ <u>活動費を継続的に得られる</u> ・ 補助金を市民に活動という形で還元できる ・ 自分たちの活動の振り返りができる（制度として総括が求められている） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>活動に対して市民の理解が得られる</u> ・ 市の制度もと、自力で資金集めができる →より充実した活動に繋がる → <u>活動資金がある程度保障され、活動しやすい</u> ・ 会員以外の参加者が増えた ・ PRする体制ができた 	<p>— (平成 27 年度事業終了)</p>
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>各団体の活動内容を幅広く周知できる</u> →市民活動に対する市民の意識が変わってきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出対象者を納税者に限らず、18歳以上の全ての市民にすることで、より多くの方が届出してくれるようになった 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初の目的であった納税意識、意欲の高まり、市の施策への認知度、ボランティア活動への理解については一定の成果があった
課題	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>制度の認知度不足</u> →投票率が低い →PR、広報に労力がかかる ・ 投票の正当性が不透明 ・ 制度運営に係る費用負担 ・ <u>書類作成等に手間がかかる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市民の認知度が低い</u> ・ 人気投票の要素がある → <u>本来の活動外の票集めに労力を要する</u> →会員数が多い団体が有利 ・ 毎年の支援金額が不安定で事業計画が立てづらい 	<p>— (平成 27 年度事業終了)</p>
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投票率の伸び悩み ・ <u>制度実施に多額の事務費が必要</u> ・ 関係者の多い団体に多くの票が集まる傾向がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの団体への支援に繋がるよう、3団体選択（1人当たりの支援金額を3分割）としたが、実際は半数以上が1ないし2団体の選択であり、支援金総額が伸びない ・ 制度改正による周知が大変 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出がややこしい ・ PR活動に要する負担が大きい ・ 届出者の納税額確認等の事務量が大きく、<u>補助金額に対して経費がかかり過ぎる</u> ・ 補助金額に上限がなかったため、事業間の補助金額に大きな差が出る

「(朝来市) 自治協議会」について 【地域自治協議会】(1/3)

	制度・運用に関して		組織活動に関して			
	1	2	3	4	5	6
	制度(「地域自治協議会」「地域自治包括交付金」)について、良かった点・改善してほしい点は何ですか。	制度(「地域自治協議会」「地域自治包括交付金」)を活用するうえで、行政のサポートはありますか。また、どのようなサポートがあればいいと思いますか。	貴団体について教えてください。(組織の構成メンバー、活動内容、組織体制、運営の特徴など)	実際に活動や運営に参加しているのはどのような方ですか。(世代比、男女比など)	新たなメンバーを入れる工夫などはしていますか。それはどのようなものですか。	これまでの既存の組織(町内会・自治会など)との役割の違いについて、どう認識していますか。
A 団体	包括交付金の中で、集落支援員として自治協議会事務局員(地域マネージャー)3名の人件費が含まれている。それ以外の交付金は、自治協議会で事業の補助金や活動費に充てることができるもので、協議会の主体性で使い易いようにできる。人件費が、自治協設立から(10年)同額で推移しているため人件費の増をしてほしい。	行政からの包括交付金の取り扱い要領での予算執行をしている。地域マネージャ費、使用限定事業費については、年度消化できなかつたら返納(次年度の包括交付金から差引)しないといけない。(使い易いものに検討が必要)	組織の構成メンバー:地域自治協議会は、基本的に小学校区単位であるが、朝来地域自治協議会は中川小学校区域と山口小学校区域があるが、一つの協議会となっている。(旧朝来町区域で30区で構成)会員は、居住する住民(住民基本台帳の人口) 組織体制:会長、副会長2名、会計、顧問(区長会長)及び運営委員30名以内(各区長) 活動内容:自治協議会は、まちづくり計画に基づき活動部会が4部会(景観・環境部会、安全・安心まちづくり部会、地域活性化部会、まなび・スポーツ部会)で、毎年度活動計画により予算を組み運営委員会に諮り総会で承認を得て実施している。	運営委員会:運営委員は、30区の区長(60代大半) 自治協活動部会4部会(景観・環境部会、安全・安心まちづくり部会、地域活性化部会、まなび・スポーツ部会)部会員は、各種団体(商工会、小中PTA、農協、社会福祉協議会等)各1名、各区推薦1名、各区長、会長推薦者で構成され一つの部会で、20名~30名である。 活動参加者:運営委員(各区長)さんが、主に活動(60代)。中でも子ども対象の活動については、女性が主体で活動(30~40まで)	部会員も活動に参加する者が、限られている現状から各区長さんに活動して頂ける者の推薦をお願いしている。各種団体については、役員改選毎に変更。	自治協議会は、「自考・自行、共助・共創のまちづくり」を基本理念に平成22年度に策定した「朝来地域まちづくり計画」に基づき各部会活動の活動方針により活動展開している。
B 団体	自主財源がほとんどなく、市交付金で会を運営しているが、区への各種補助金が多く、自主活動費が少ない。	市職員3名が地域協働プロジェクトチーム員としており、運営委員会や各種事業で協力してくれている。	・構成メンバー 梁瀬地域内の住民が基本 ・活動内容 地域住民の交流、親睦、健康・福祉の増進、快適な生活環境の創出 安心、安全な地域づくりなど。 ・組織体制 運営委員会(16名)、4部会(75名) 代議員制(72名)、事務局(4名) ・運営の特徴 区の数が19区と多いため、執行部の運営委員会のメンバーには区長が半数の9名しか入っていない。	60代以上の者が多く、男性が8割以上。	各区から1~2名の自治協活動推進員を選出してもらい、各部会に入ると共にイベントなどへの参加協力をしてもらっている。	旧小学校区の地域を活動範囲としており、各自治会などの課題に広域的に取り組んでいる。
C 団体	本市の地域自治協議会は、平成19年に小学校単位で設立しようとして決定し、当協議会は平成20年9月に設立しました。設立に際し兵庫県の「県民交流広場事業」の補助(11,000千円)を活用できたことや市職員の支援を受けたことが大変良かったと思います。また、毎年、市から「地域自治包括交付金」(約8,700千円)の交付を受けているため人件費を含む運営経費を捻出することができています。	本市の各地域自治協議会には、市職員3人が「地域協働推進プロジェクトチーム」として運営全般の支援にあたり、大変ありがたいと思っています。また、協議会の事務局職員の情報交換及び懇親の機会も年に数回開催されるため有意義だと考えています。	組織は部会→4役会→理事会→総会です。部会のメンバーは各区からの選出部員・各種団体の代表、理事会は区長会・各種団体の代表・部会の正副会長、総会の代議員は各区からの選出者としています。活動は全体事業と各部会での事業・行事等を行っています。	部会員が実働部隊です。年齢は30代から60代が大半を占めています。男女比は女性が22%です。	現在、部会員は87名で活動しており、各区からの選出部員・各種団体の代表です。新たなメンバーを入れることは考えていません。	協議会の事務局は区長会の事務局も兼務しているため、また、区長全員が理事であるため、協議会の課題や問題点について区長会で議論していただく機会を設けています。

「(朝来市) 自治協議会」について 【地域自治協議会】(2/3)

		組織活動に関して							
		7	8	9	10	11	12	13	14
		助成対象外の経費や活動を継続していくための自己財源の確保はどのように行っていますか。	事務局は誰がどのように選定し、どのような人が担っていますか。	事務局の業務内容について教えてください。	事務局体制について、課題や不満はありますか。ある場合、どのような内容ですか。	地域の運営について、行政が担う役割と地域(地域自治協議会)が担う役割をお互いが理解していますか。またそれぞれの役割を具体的に教えてください。	「住民自治」としてすべきことはどんなことと考えていますか。	構成メンバーは活動や運営に積極的に参加していますか。また実際に参加している方はどのような方ですか。(世代比、男女比など)	自分たちのやりたい事業ができていますか。
A 団体	自治協議会会費を納めてもらっている。毎年2月末の人口(住民基本台帳)に@160円/人を各区にお願いしている。会費は、部会活動費に充て、残金については、基金に積み立てており、今後の活動に不足を生じた場合に切り崩して使用する。	事務局員は、会長が選定し、運営委員会で承認を得る。 (1)年代(事務局長60代、事務員(女性)4名20代1名、30代3名、40代1名) (2)行政OB(1名)・それ以外(4名) (4)専任 (3)定年の有無(無) (5)選定者(会長) (6)雇用者(朝来地域自治協議会)	1.自治協議会の運営にかかる事務。 2.県の補助事業等の申請事務。 3.自治協議会の構成団体の事務局事務(予算、決算等) 4.市の地域協働窓口との連絡調整。5.地域生涯学習に関する事務。	事務協体制:事務局長、事務員2名、まちなか賑わい拠点施設「ふれあい広場あい」常勤1名7、非常勤1名 ※現在の事業活動では、不満はないが、今後高齢化が進むなかで、福祉事業の展開も考えられるため、事務局の充実が必要となってくる。地域の活性化を図るため、人件費が収入できるような仕組み作りも必要と考えている。(自治協の法人化)	朝来地域まちづくり計画の中で、行政・自治協・地域・支援等、実施主体の役割分担をしている。(添付のまちづくり計画参照)	少子高齢化が進んでいるところで、住民の皆が生き生きと暮らせ地域の仲間を大切にすまちづくりのため、地域でできることは、地域であることを基本として、皆で策定した、まちづくり計画を実施している。	運営委員(各区長)が主体的に参加されている。子ども対象の事業は、女性が主体的に活動して頂いている。 ※各部会で毎年度の活動計画をしてもらっているが、出席者が限られている現状もあり、今後の課題として部会の見直しも必要と考えている。	各部会での計画を立てる上で、事務局任せ(素案)の計画となっているところもあるため、各部会の有り方についても見直しの必要の時期にきている。各部会員の活動がボランティアとなっていることも一つの課題と考える。	
B 団体	平成26年度から日本郵便(株)のゆうパック取り扱い事業を行っている。年間収益が15万円程あったが、30年6月の料金改定により大幅に減少した。また、平成25年度から自治協の事務所がある山東生涯学習センターの貸館、管理業務を市から委託を受け、1名分の人件費を確保している。	(1)年代(60代2名、40代2名) (2)行政OB 1名・それ以外3名 (3)定年の有無(20歳以上65歳未満) (4)兼業2名・専任2名 (5)選定者(各区長に募集案内し、自治協役員等が選考する) (6)雇用者(梁瀬地域自治協議会長)	・自治協の運営全般 ・各種イベントの企画、運営、片付け ・山東生涯学習センターの利用受付、管理 ・ゆうパック取り扱い	自治協の事務所のある山東生涯学習センターが平成31年度末に閉鎖され、山東庁舎に移転する。現行のセンター受付、管理業務が残るか不透明であり、4名の職員が確保できるか分からない。	行政が安上がりな下請け業務を押し付ける点もある。自治協は地域実情、地域課題に応じた住民福祉を進めることが大切である。	少子、高齢化と過疎化が進む中、行政に頼らず、地域の実情や課題を把握して、地に足のついた施策を進める。	他の自治協とくらべて、梁瀬自治協は人口も多く、農村部と中心部では地域性も大きく異なるため、住民の危機意識も低い地区もある。活動に参加する者は少なく、65歳以上の高齢者が多く、男性が8割以上。	自主財源が少なく、やりたい事業がなかなか実施できない。	
C 団体	区長会で議論の結果、平成26年度から運営費として15区で300千円を負担していただいています。(均等割・人口割)	(1)年代(60代男1人、50代女1人) (2)行政OB・それ以外(男1人・女1人) (3)定年の有無(無) (4)専任 (5)選定者(会長・副会長・事務局長・会計) (6)雇用者(会長)	自治協の事務全般及び区長会の事務全般	特記事項はありません。	概ね理解しています。地域の課題を解決するため自治協毎の活動を行っています。また、行政から委譲された事務(地域づくり支援事業、区活動費助成金、交通安全・防犯対策事業、地域環境保全事業、花づくり事業)は市からの交付金で対応しています。	住民の皆さん一人ひとりが住んでよかったと思えるまちづくりの推進を図る活動を展開すること。	積極的な方と消極的な方がおられます。部会員が実働部隊です。年齢は30代から60代が大半を占めています。男女比は女性が22%です。	現在の活動はイベント的な事業を多く行っていますので、今後は住民のニーズに合った事業を展開したいと思っています。来年度から試行事業として「ゴミ出しサービス」と「買い物支援サービス」を検討しています。	

「(朝来市) 自治協議会」について 【地域自治協議会】(3/3)

		活動組織について				自由記述	
		15	16	17	18		19
		15	16	17	18		19
	取り組んでいる事業は、地域にとってどんな意味があると思いますか。	地区内の総意を反映させ合意形成を図る方法や課題について教えてください。	「協議会実施事業」や「地域づくり補助事業」として実施する取組みはどのようなものがありますか(件数、補助金額の内訳など)。	活動を行っていくうえで大変なことは何ですか。	結果(成果・効果)をどのように残していますか。		
A 団体	人口減少と高齢化が進み、区自治会の運営が難しい集落(限界集落)ができつつある中で、高齢者への声かけなどを含めた青パト防犯パトロールは住民にとって、安心・安全を確保する一つの活動。	自治協議会は、年6回の運営委員会が開催されるところで、各分会活動計画や報告をしている。また、緊急な事案がある場合には、その都度役員会を開き協議している。	包括交付金の中で、使用限定の交付金を除いた額を地域づくり支援事業、区活動費の補助金を実施している。何れも補助金交付要綱に基づき毎年2月末人口(住民基本台帳)の各区の人口、世帯数により算出した補助金を交付。補助率:90%以内	年度当初に各分会で事業計画を策定するが、事業実施の人の手配や事業の段取りを分会員さんは昼間は仕事等で事務局でしている。今後の課題として、活動に参加できる分会員の入れ替えを検討したい。	地域でできることは、地域で取り組む活動を展開しているところであり、地域の活性化などに資する事業は継承して続けている。地域の課題を包括交付金を使ってできるので、いろいろと論議をすることができたこと。 ※個人的な意見であるが、まだまだ行政の補完的要素が高く、なかなか自治協の本来の姿にはなっていないと思っている。 会員のなかにも自治協は、何をしているんだとの意見もあり、説明してる現状もある。	朝来地域自治協議会は、「住み良いあさごを市民自らの手でつくろう!」をスローガンとして平成20年度に設立し、平成22年度に「朝来地域まちづくり計画」が策定され現在に至っている。まだまだ、住民は行政頼みが強く、自分達で決めて、自分達で実行するという自治協議会の趣旨を理解されている住民が少なく各区長や行政関係団体等となっているように思う。今後、高齢化と社会の変化に対応するため、必ず必要となって来る自治協議会の役割などを啓発し、理解を深めることが必要と思っている。まちづくり計画策定から10年を迎え、人口減と高齢化が進み、社会の変化等に対応するため「まちづくり計画の見直し」が必要と考えている。見直しに伴い、住民ニーズの変化等を把握する住民アンケートを実施すると共に自治協議会の役割を周知したいと考えているところです。	
B 団体	多くないが、地域の課題解決に貢献できていると思う。	今年度まちづくり計画を見直し、第2次まちづくり計画を策定する。地域内の15歳以上の全住民にアンケート調査を行い、それに基づき報告会や検討会を行い、計画策定を進めている。	別紙総会資料参照	地域の課題を認識していない住民が多く、活動人員が確保できない。	地域住民が生き生きと活気にあふれ、安全で安心して暮らせるまちづくりに、多少なりとも貢献していると考えます。		
C 団体	住民の皆さん一人ひとりが住んでよかったと思えるまちづくりの推進を図る活動を展開しています。	当協議会は戸数が2,000超、人口が5,000超と広範なため、総意を反映させるのはかなりの難題と思っています。	地域づくり支援事業 15件 2,050千円 区活動費支援事業 15件 2,400千円 分会活動費・花づくり・地域環境保全・交通安全対策・全体事業 1,104千円	住民アンケートが未実施であるため、ニーズの把握ができていません。今後実施したいと考えていますが、既存事業及び新規事業の取捨選択が難しいと考えています。	総会に活動報告及び決算報告しています。また、年3回発行しています広報誌を全戸配布しています。	かなり抽象的な設問があり、回答するのに苦慮いたしました。もう少し具体的な質問であればと思いました。そのため、回答になっていない項目があると思いますがお許しください。	

「(飯田市) 地域自治組織」について 【活動団体】 (1/3)

	制度・運用に関して		組織活動に関して	
	1	2	3	4
	制度（「地域自治組織」「パワーアップ地域交付金」）について、良かった点・改善してほしい点は何ですか。	制度を活用するうえで、行政のサポートはありますか。また、どのようなサポートがあればいいと思いますか。	貴団体について教えてください。（組織の構成メンバー、活動内容、組織体制、運営の特徴など）	構成メンバーは活動や運営に積極的に参加していますか。また実際に参加しているのはどのような方ですか。（世代比、男女比など）
A 団体	パワーアップ地域交付金は大変ありがたいが、地域が行政の活動だと思われることにも、出資しているケースがある。 (赤十字奉仕団活動費、防犯灯の維持補修費、園児預かり事業運営費)		①組織の構成メンバー → 各地区代表者 ②活動内容 → 地域自治活動、 ③組織体制 → 執行役員委員会、生活安全委員会、環境保全委員会、健康福祉委員会、公民館等で構成している	構成メンバーは、地区の代表なので主体的に活動されている方が多い。世代は65～70が多い。女性は2割程度だと思われる。
B 団体	・自治会からまちづくり委員会になって、年々、負担感を感じるようになっていく。 ・住民（まちづくり委員会）が、地域づくりに参画する機会を増やし、住民自らが意見を述べ、自らの手で思うように地域づくりができるようにすることが狙いだと思うが、結果、任せられる責任が重すぎると感じる。（何から何までを、住民の地域への想いによる奉仕で運営）、重すぎる結果、自治会から離れる（組合未加入者）が増えている。また、補助金が整備されているが、補助金があることによりやらざるを得ない状況となり、補助金に踊らされていると感じることもある。 他地区においても同じような補助金と体制であるため、他地区と競争をさせられる感じもある。 以下、自由欄に記載。	・各センターで事務的なサポート、助言等。プロジェクトの内容によっては、協働で行っている。	・川路まちづくり委員会は、役員会、災害対策委員会、地域振興委員会、建設安全委員会、健康福祉委員会、環境保全委員会、教育育成委員会、公民館によって組織され、川路地区の2区～8区の全7区と連携を図りながら、8つの部門により災害予防や対応、防火防犯、健康づくり、環境保全、公民館活動などに向けた取組みなどを行っている。各部門に所属している役員数は実質156人。特別委員会として、延長保育運営委員会、自主防災会等がある。	・メンバー自身の仕事や生活等で、時間を割くのが大変だが、役員のほとんどの方は、地域で暮らす以上務めと行って行っている。 ・男性が多い。
C 団体	・地域の活動の財源として柔軟に活用できる。	・特になし	別紙組織図のとおり	・地区のまちづくり委員会が主に活動を実施している。現在、鼎地区まちづくり委員会執行部に女性委員なし。年齢も平均約70歳の状況。
D 団体	パワーアップ交付金については、使途がまちづくり委員会の事業であれば縛りなく執行できるため有効である。	パワーアップ地域交付金の増額希望あり。	・3役（会長、副会長2名、会計）及び総務・生活安全・環境保全・健康福祉・公民館の各委員長で役員会が構成されている。 ・上記の他に相談役、顧問、監事、総務委員（地区内20地区の自治会長）で構成されている。	末端の委員の場合、必ずしも全員が積極的に活動しているとは言い難い。全体的に委員が高齢化の傾向にあり、男性の比率が高い。
E 団体	当地域は中山間地域であり、人口減少の流れは中々止められない。しかし、事業規模が劇的に減少することもないため、事業費も下げられない。むしろ、人口減少対策のため事業費を増大したいと考えている。以上から、現在均等割30%と人口割70%の配分であるパワーアップ交付金については、均等割を拡大していただきたい。	自治振興センター職員が事務局となってまちづくり委員会を運営の補助を行っていることが最大の行政サポートである。	まちづくり委員会役員 役員5名…会長、副会長、会計、総務委員長、建設産業委員長 まちづくり委員会委員会 5つの委員会…生活安全委員会、健康福祉委員会、環境委員会、子ども育成委員会、公民館 自治振興委員会 全13組合	役員会、委員長会、組合長会…毎月1回ずつ。 各組合における常会（定例会）…毎月1回 各委員会における定例会…2か月に1回など。 公民館行事…文化委員会（夏祭り・ふるさと巡り・文化祭・成人式等）、体育委員会（ペタンク大会・運動会・ワンバウンドバレー大会等）、女性委員会（料理研修会等） 参加者は子ども、子育て世代、壮年、高齢者と、各年代まんべんなく、また女性も多く参加されている。

「(飯田市) 地域自治組織」について 【活動団体】 (2/3)

	組織活動に関して		組織活動に関して				活動内容に関して
	5	6	7	8	9	10	11
	新たなメンバーを入れる工夫などはしていますか。それはどのようなものですか。	事務局は誰がどのように選定し、どのような人が担っていますか。	事務局の業務内容について教えてください。	事務局体制について、課題や不満はありますか。ある場合、どのような内容ですか。	助成対象外の経費や活動を継続していくための自己財源の確保はどのように行っていますか。	これまでの既存の組織(町内会・自治会など)との役割の違いについて、どう認識していますか。	地域の運営について、行政が担う役割と地域(まちづくり委員会)が担う役割をお互いが理解していますか。またそれぞれの役割を具体的に教えてください。
A 団体	規約で決まっているため、役員は概ね2年で交代していく。	(2)行政OB・それ以外(ほぼ職員)	①会議資料の作成 ②会議、作業通知の発送 ③会議、作業の段取り ④まとめ	仕事を持ちながら委員をやられる方が多くなり事務局の負担が大きくなっていると感じます。	地区民からの地区費を収めていただいている。		・住民 → 住民が出来る範囲の自治活動 ・行政 → 住民自治の支援・指導
B 団体	・多くの方がまちづくりの業務を何らかの形で体験できるように、委員数は取って多くしている。 ・しかし、役員のなり手がなく、事業見直しをしながら、負担を減らしている。	なし、センター(市の職員)が事務補助	副会長の役割分担の中に、庶務という位置づけをしたが、実質的な事務局ではない。	センターの職員は異動がある。ノウハウ等が蓄積されるよう異動しない専従事務局体制が欲しい。	・住民からの会費、地区内にある企業からの企業協力金		
C 団体	・検討中	自治振興センター職員が担っているのが現状	事業実施の計画、通知、予算、決算管理等				
D 団体	特に工夫はしていない。	(1)年代(30代) (2)行政OB・それ以外(それ以外) (3)定年の有無(無) (4)専任 (5)選定者(まちづくり委員会役員、センター所長) (6)雇用者(応募のあった地域住民)	まちづくり委員会の通知作成、発送。 会議記録の作成。 会計事務。 市からの補助金事務。自治会館貸出業務。総会資料作成補助他	予算の関係で午前みの勤務である。	各自治会からの負担金		
E 団体	常に参加者に偏りがある(役員中心である)ということは問題視されてはいる。参加者の範囲を広げようとする努力は随時行われているが、最も効果的なことは役員となってもらうことである。	まちづくり委員会、各委員会の事務局は、現役の自治振興センター職員5名が全て担っている(兼務あり)。	定例会の資料作り 会計(委員会によっては住民が会計を担う場合あり) 行政との調整 役員や住民への周知(通知・ホームページ等)	事務局依存体質になってしまう場合がある(事務局がいないと運営できない)。住民自治の妨げとならないよう、やるべきことかどうかをわきまえて、事務局を担う必要があると感じる。	住民からの負担金…年間1世帯16,000円×約400世帯。	過去の「自治会」と比較し、自由度が広がり、地域の創造力が高まっていると思われる。	まちづくり委員会の各役員は、地域が行うべきことを理解している。また、自治振興センター職員も、行政の役割を理解したうえで事務局を担っている。地域が行うべきこととは、地域の方向性を決定すること、環境の整備、健康で文化的な生活を営む努力をすること等である。行政が行うべきことは、地域が歩もうとすることへのサポートである。

〔飯田市〕地域自治組織〕について 【活動団体】(3/3)

活動内容に関して						自由記述
	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	
	「住民自治」としてすべきことはどんなことと考えていますか。	地区内の総意を反映させ合意形成を図る方法や課題について教えてください。	交付金のうち事務局の人件費にはどのくらい充てていますか。	活動を行っていくうえで大変なことは何ですか。	結果（成果・効果）をどのように残していますか。	
A 団体	・遊休農地の活用、空き家対策、道路の草刈り等維持活動、野生鳥獣対策、地域コミュニティの形成、自主防災会の運営、消防団活動への協力	①特別な課題については、専門の検討委員会を立上げ検討し、地区民にお知らせする。 ②区長を通して、議題に関する地区意見を聴取する方法も取っている。		地区民の減少、高齢化等が進んでいるが、以前からの継続事業について全てを行うとしている。継続事業について、事業精査が必要であるが、長く続いてきている行事については、なかなか決断ができない部分もある。また、余裕がないため、課題及び新規事業への移行等について議論する時間が取れていない。		
B 団体	・未加入者をつくらない。 ・自分達の地域は、自分達でつくり運営する。また、その精神を引き継ぐ。 ・相互扶助。	・各区の区長を通して、住民の意見を集約する。 ・必要に応じて、各区へ出向き、説明会を行う。	0	・会長職は、外とのパイプ役、外部との会議が多い。	・年度初めの総会で、報告する。	・地域自治組織を地域で運営する厳しさは、責任がある反面、それを支える人材が不足していることである（関心のない世代が増えている。地域づくりは行政がサービスするものだという人が増えている。社会が忙しく生活が厳しく余裕がないため、地域のことは二の次になる。その時の情勢等により人員の力量が違うなど）そのため、地域自治組織の運営には、行政として人材育成のサポートや、担い手のサポート（専門的人材の雇用など）が必要。事務的支援を行っている自治振興センターでは、人事異動があり、また職員によって力量が変わるので安定しない。 ・自治活動に実際に携わり、自治の内容を多くの人に知ってもらうよう、多くの住民が役職につけるようにしている。実際にやってみないとわからないことが多いためである。 ・地域自治組織は、国の財政的困窮の中で、理想的な住民参画制度として作られたが、民主主義的な本当の意味の住民参画制度ではなかったと思う。
C 団体			当てていない。	役員を選出		
D 団体			1割未満	市などの会合や動員が多く負担感を感じている。		
E 団体	役員から事務局までを住民で担い、住民がまちづくり委員会全ての運営を行うことが、現状では最も住民自治と言える。	月1回の定例会と、年1回の総会で地区内の総意を反映させていると言えるか少々不安である。かといって臨時総会などは負担も大きく現実的には困難である。	現状では人件費は発生していない。	特に集落の代表者である組合長について、ほとんどの組合で役員が1年交代となっている。役員選出にかかるリスクは減少する（任期が1年なので比較的安易に引き受けられる）が、継続性という点で支障をきたすことがある。	年度当初行う、総会資料に事業報告として記録している。	

「(一宮市) 市民が選ぶ市民活動支援制度」について (自治体様 調査票)

※今まで検討された資料や説明資料等がありましたら、別紙での回答でもかまいません。

制度・運用に関して	
1	<p>運営はどのように行っていますか。(職員体制、関係課との連携・調整など)</p> <p>市民協働課市民活動グループ担当職員2名。支援制度の開票、集計作業の期間中、臨時職員を数名雇用。</p>
2	<p>10年間制度を行ってみたいの成果や課題(支援者数、応募団体数、市民の理解度や関心の変化など)はどのようなものでしょうか。</p> <p>支援団体は毎年70団体前後で推移。投票率も一定の数字を保っている。制度紹介冊子を全戸配布していることから、これまでは関心のある一部の方しか知らなかった活動内容が幅広く周知され、市民活動に対する市民の意識も変わってきたと思われる。制度の仕組み上、いかに多くの方からの賛同を得られるかが重要であり、団体のPR活動が制度のPRにも繋がっている。課題は、投票率の伸び悩みと、制度実施に多額の事務費がかかること。あまりに低い投票率が続くと、支援金も低水準になり、投票にかかる事務コストに比べて見合わないものとなりかねない。</p>
3	<p>人件費を助成対象にした理由は何ですか。</p> <p>事業が円滑に実施できるよう、必要不可欠なものに限り補助対象としている。ただし、補助対象は支払い賃金のうち1時間当たり900円まで。</p>
4	<p>積立てられた基金はどのようなことに使われていますか。</p> <p>市民活動支援センター備品の購入、市民活動支援制度の啓発、1%支援制度フォーラム開催関係、他</p>
5	<p>制度や各活動に関する広報・PRはどのように行っていますか。</p> <p>支援制度の投票に必要な紹介冊子を、市広報とともに全戸配布。投票期間中、団体のPRや投票を呼びかける活動(冊子配り)を市民活動団体、行政が協働して実施。その他、コミュニティFMに出演し広報、PRを実施。</p>
6	<p>支援する活動を選ぶ市民の方に関して何か規定はありますか。</p> <p>投票する年の1月1日現在、一宮市の住民基本台帳に登録されている年齢満18歳以上の方</p>
活動組織に関して	
7	<p>制度を活用し活動している団体はどのような団体ですか。(活動内容、構成メンバー、年齢層など)</p> <p>市民による自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動を行う団体で、かつ地域課題を解決するために活動しており、主として一宮市民を対象とする事業。活動内容はNPO法別表に掲げる活動に係る分野、その他の社会貢献に係る分野。一宮市内に事務所を有し、かつ、現に継続的な市民活動を行い、又今後行う予定のある団体。規約その他これに類するものを有している団体。投票の対象事業対象とするかどうかについては、有識者、NPO実務経験者等で構成する審査会で審査。団体の構成メンバー、年齢層は問わない。</p>
8	<p>助成団体間のつながりや交流はありますか。ある場合、どのようなものですか。</p> <p>市民活動支援センター主導ではこうした仕組みができていない。団体によっては、市民活動支援センターでの日頃の活動を通して団体間のつながりや交流がある様子。</p>
活動内容に関して	
9	<p>どのような活動がより多くの支援を受けていますか。</p> <p>投票によって支援金が決まる制度の仕組み上、地域を対象にするなど地縁や関係者が多い団体が多くの票を集め、多くの支援金を受ける傾向がある。</p>
自由記述欄	
<p> </p>	

【一宮市】「市民が選ぶ市民活動支援制度」について（1/4）

質問	制度・運用に関して		
	1	2	3
	制度について、良かった点・改善してほしい点はそれぞれ何ですか。	活動を行っていくうえで行政のサポートはありますか。またどのようなサポートがあればいいと思いますか。	どうやってこの制度を知りましたか。
A 団体	市民の認知度が低すぎる。また、団体によっては不正と思われる行為をしている団体さんをよく耳にする。投票の正当性が不透明である。しかし、任意団体である私たちにとっては、知ってもらえるきっかけであったり、応援していただけることもとても嬉しい。	行政のサポートはほぼない。一宮市については、後援なども難しく、市役所の各課との連携が取れているわけではないので、出向き直接お話をしても伝わらない。また、サポートもない。しかし、市民活動グループ同士のつながる場所としての市民活動支援センターの存在はとても大きい。	団体登録をして知った。それまでは意味もわからず見ても投票をしたことはなかった。
B 団体	良い点としては市民の皆さんに活動を知ってもらえる機会になり活動の拡大につながった。また、活動費を継続的に得られることは団体活動の継続のためには大変ありがたかった。改善点としては市民活動支援制度を知らない人がまだ多いので投票をお願いするときに、毎年詳細を説明をしないとならず負担感も感じている。	一宮市市民活動センター 職員の方々	広報また、実際に活動している人から教えてもらった
C 団体	良かった点…補助金を市民に還元できる点 また自分で補助金の投票を呼び掛けられるので、周知にもなり、また投票する側も様々な団体のことを知れるメリットがある。 改善点は、封筒にのりがないその一手間が面倒に感じるかも…投票へのハードルをもっと下げることができたらいい	センターの職員さんが常に相談にのってくれて、会議室予約もしやすく、使いやすいと思いました。	広報に入ってくる投票の冊子にて
D 団体	良かった点・・・少しでも助成金がもらえること 改善してほしい点・・・個人情報を入力してもらおうをお願いするのは勇気がいります。また、町内などで取りまとめているところがあると個人ではお願いがしにくいです。	イベントに対して「後援」などを頂き、園や学校でチラシを配布して頂く事があります。広報にも掲載して頂く事もできます。助成金は必要な額を助成してもらえると助かります。今の支援では、票数を集められない団体は活動を縮小しなくてはなりません。活動内容で助成金の金額を決めてもらえると嬉しいです。	知ったきっかけは覚えていませんが、町内の方から言われて申請しました。
E 団体	申請、PR 動画の作成、投票等、一連のプロセスが団体メンバーの団結力や活気を高めることに繋がっている	投票システムに参加し始めた当初は不慣れでわからないことが多く、問い合わせることも多かったが、センターのサポート体制は充実しており時間を割いてじっくり丁寧に対応してくださるので安心して相談できた。通常犬が入れない市内公共施設において、活動時には、補助犬同様に認定セラピードッグの入館を許可してくださっている。	他のボランティア団体で活動していた当初、その団体が市からの補助を受けていることを知り、現在の団体を立ち上げた際になんらかの市の補助システムがないかウェブでサーチし、センターの存在と、この制度の存在を知った。
F 団体	制度を利用するための申請段階で自分たちの活動の目的や意義についてメンバーの中で話し合い見つめなおすことができたのは団体の活動を継続するうえでも非常に良かったと思っています。また後述するように制度として活動の総括をすることが求められているので自分たちだけでは曖昧になりがちな活動の見直し、反省点の洗い出しができることも良かった点です。	勿論サポートなしでは進められません。特に私共は福祉関係の活動になりますので福祉課の皆さんなどからも市民活動支援制度の対象団体としてサポートを頂くことができます。市の広報への活動広告の掲載や、一宮市市民活動ポータルサイトやいちのみや市民活動情報ページ等ウェブ上に整備されている基盤を使えることも重要なサポートだと感じています。	制度立ち上げ時の市の広報で知りました。また制度は毎年少しずつリファインされ、その説明会も毎年行われ変更点などの背景などについても説明していただけるので非常に助かります。
G 団体	よかった点は、支援金がいただけることとは別に、投票の冊子で活動を知ってもらえることができたことです。実際、イベントへの申し込みが増えました。改善してほしい点は、投票率と制度運営にかかる費用です。全員が投票すれば、全団体の申請額がまかなえます。団体としても、この制度を盛り上げていきたいです。冊子印刷や郵送など、どうしても多くの費用がかかると思います。	市民活動支援センターの方が親身になって相談に応じてくださいます。書類の書き方、チェック、ビデオ撮影も、パソコン世代にもそうでない世代にも、制度を活用できるサポートがすごいと思います。	最初の制度を知ったのは、前の年の冊子ですが、自分達も申請できると分かったのは、市民活動支援センターが開催しているセミナーに参加した時でした。
H 団体	良かった点・市民活動を行っていくうえで、資金面で苦慮しているので、投票数に応じた市民税が交付金としていただける点は、大変ありがたいです。また、投票していただくためにPR するときは、自団体の良さを再確認することもできます。 改善してほしい点・市民税を活用させていただき、必要であるとは理解しておりますが、申請書や団体調書、計画書の作成に時間がかかる為、もう少し簡素化していただけるとありがたいです。	行政のサポートは、申請時の説明会や申請・報告書類の提出時に書類作成に関しては具体的に詳しく教えていただいております。支援額が決定してから、報告書の作成までの間は、それぞれの団体での活動でありサポートとしてはないです。前々年度に、中間報告会がありましたが、市民の方に活動中の状況がみえると良いと思います。	最初から参加していると思うので、どうやって知ったかは不明です。多分、行政を通じての情報提供だったのでしょう。
I 団体	■良かった点： 1. 市民による投票によって、金銭的支援が受けられること。 2. PR 冊子により活動内容が、市民に告知されること。 3. 投票を、団員が知人に呼びかけすることで、活動を広められること。 ■改善してほしい点：自支援制度申請書類の記載が難しく、普段使い慣れない表現があったりするので、分かりやすく指導していただきたい。	■行政サポートについて：自主的な活動をしているので、行政から具体的なサポートは、ありません。芸術文化協会に加盟しているなかで、公演施設利用料の一部補助が有ります。 ■欲しいサポート：定例の練習会場費用が、一般利用者と同じ料金なので、登録団体として若干の補助があれば助かります。	1.広報 2.芸術文化協会により、知りました。
J 団体	市民活動支援制度が無かったら「NPO 耐震化推進グループ」は存続してないと思っています、とても有難いです。 我々の問題なのですが、実際の活動が投票に反映されてないです。支援金の金額は得票数によって決まるのですが、投票の時期である1～2月にストロークハウス講座や耐震相談会が無いので。参加した人に、その場で投票してもらえたら最高ですが、年始は人が集まりにくいので活動していません。	一宮市民を対象に無料の耐震相談会を1年に6回、行っています。それを宣伝する事が難しいです。 住宅政策課(まちづくり部)のサポートがあれば、もっと多くの市民に相談会に来ていただけるのではないかと考えています。我々は市民と行政の橋渡しをしているつもりですが、公益財団法人などでなければ行政のサポートを受ける事が出来ません。	広報一宮に掲載された記事によって市民活動支援制度を知りました。

【一宮市】「市民が選ぶ市民活動支援制度」について (2/4)

質問	活動組織に関して		
	4	5	6
	貴団体について教えてください。(組織の構成メンバー、活動内容、特徴など)	事務局について教えてください。	活動を行ってみて地縁団体や住民との関係に変化はありましたか。
A 団体	代表1名、副代表1名、スタッフ5名 月1回以上のサロン活動、講演会や講座の開催。子育てをしながらでも楽しく学んだり、できる環境を作っている。	(1) 非常勤 (2) 無給 (3)業務内容: イベントの企画、開催、会計、フライヤー作りや企業協賛の営業	子育てに関する悩みを参加者同士で共有してもらうことで、悩みを軽減したり解決したり、自分一人ではないと思ってもらえた。孤独子育てをなくし、母親同士をつなぐことができた。
B 団体	「生」教育助産師グループ OHANA 助産師6名 女性スタッフ5名 助産師の視点で「いのちの授業」を出張授業にて実施。教育機関や公共施設などを回っている。	(1) 非常勤 (2) 有給 (3)業務内容: 会計作業	今の時代に必要な活動ではないかとの共感を得られている。
C 団体	代表1、副代表1、理事2の計4名 男女共同参画のカテゴリで、「ライフワークバランスを保った働き方をしたい」母親たちの応援をしている。 「ママのためのプチ起業セミナー」の開催と、セミナーの発表会としてのマルシェを開催している。	(1) 非常勤 (2) 無給	特にマルシェ事業は大きく発展をし、出展したい参加者が大いに増えた。
D 団体	子育て支援・女性支援の団体。主婦のみのメンバーでメインスタッフは18名。メルマガ会員は約1000名。 活動内容は①月に1~3回ほどの平日イベント開催 ②年に一度「お仕事体験・選挙体験などの大イベント」(来場者約3500名) ③地元の病院とのピンクリボンの啓発イベント(来場者数約1000名) ④フリーペーパー発行(2か月に1度) 特徴は企業さんからの応援を頂き、共に連携をしてイベントなども行っている事など。	(1) 非常勤 (2) 有給(少額ですが) (3)業務内容:事務作業・SNS・ホームページ管理・イベント企画・フリーペーパー制作 など	地域の年配の方などからも応援をして頂けるようになりました。頑張っている姿を見て応援してくれる企業の皆さんがどんどん増えてきていて感謝しています。年数や実績ができていくことで、行政などの協力も増えてきました。
E 団体	■構成:セラピードッグとその管理者(ハンドラー)、活動の補助をする人(サポーター)のチームで施設を訪問。現在活動犬12頭、ハンドラー10人、サポーター9人が活動しています。■活動内容:動物介在教育-ご依頼頂いた教育施設を訪問し、対象となる児童の年齢や教育目的に沿った授業内容を提案、企画、実行しています。動物介在活動-ご依頼頂いた高齢者福祉施設、障がい者支援施設を訪問し、施設が望まれる内容のレクリエーション活動を実施しています。一回の訪問は約45分、利用者と動物とのふれあいを中心とした内容となっています。■特徴:活動は一般家庭で飼育されている犬とその飼い主によって実施されており、躰を行い清潔に管理する事により福祉や教育現場で共に社会に貢献できる、という動物愛護と社会福祉の普及啓発に役立ち、公益性が高い事業であること。	(1) 非常勤 (2) 無給 (3) 業務内容: 事務、訪問コーディネーター、授業案作成と評価、セラピードッグ育成	動物介在教育への興味をもって下さる教育機関が増えた。活動を経て、動物が人にもたらす恩恵や、動物福祉配慮が向上したとを感じる
F 団体	障害を持つメンバーとその家族、そして活動に賛同して下さる一般市民、ボランティアを含めた50名ほどが構成メンバーです。この会は和太鼓の演奏技術を習得する場及び発表の機会を提供することで障害児・者及びその家族とともに余暇活動の充実を図り、生活を豊かにすること、更に地域での活動の発表の場を設けることで地域社会との交流を図り、市民の障害者理解、福祉への関心向上の一助となることを目的に活動しています。市内の施設への出張演奏サービスを定期的に行うとともに、プロを招いた和太鼓ワークショップ、市内の太鼓保存会との交流演奏会、言語聴覚士の講演会などを開催しました。みんなで楽しく元気よく演奏することをモットーに活動しています。	(1) 非常勤 (2) 無給 ※上記のように障害児者の家族が構成員で、一人一役をモットーに会員すべてが色々な役割を分担しています。	和太鼓の出張演奏等を継続した結果、市内の福祉施設や保育園などから演奏を依頼されるようになりました。その際には障害を持つ子供たちが指南役となり参加していただいた皆さんに太鼓を教え、一緒にたたきます。参加者も笑顔があふれ、喜んでいただけますし子供たちも生き生きして和やかな一体感を感じることができます。また、地域に工場を持つ企業とのご縁ができてその会社の夏祭りでの演奏披露やイベントへご招待頂くなど交流が続いています。また市内の和太鼓の保存会の方々との交流も生まれ、交流演奏会を開催しました。
G 団体	子育てをみんなで楽しくできる一宮市にしたいと、子育て中のママ6人で運営しています。活動内容は体を動かすヨガやフラダンス、趣味やリフレッシュを目的とするクラフト系、子育てや生活の知識を増やす勉強会や悩みをシェアするお話し会、クッキング、子どものための造形遊びや読み聞かせなどがあります。特徴は、広く開かれていること。そして、運営メンバーが無理せずできる範囲で楽しんで活動することを条件にしています。また、参加費が100円という低価格なのも特徴です。	(1) 常勤 (2) 無給…なのかな? 支援金を充てれば少し出せそうですが… (3)業務内容:	子どもと一緒に参加できて楽しい、何回か会うことができるとつながりもできる。活動することで、他団体やいろんな活動、取り組みをされる方と出会うことができた。
H 団体	保健・医療・福祉の増進を図る活動として、誰もが地域で、共に生きられる暮らしをめざし、実りある介護の社会化を進めるために、介護福祉事業体として具体的な介護支援を行うNPO法人。協力会員、利用会員、賛助会員 129名 活動内容は、市民事業(在宅福祉サービス・移動サービス・障害児レスパイト・ふれあいサロン・地域ふれあい活動・会報発行)介護保険(居宅介護支援・訪問介護・通所介護)障害福祉(居宅介護・障害児通所支援・移動支援・共生型通所介護)市民事業の中の ふれあいサロン を今年度の市民活動支援制度に申請しております。	(1) 常勤 (2) 有給 (3)業務内容:市民事業・介護保険事業・障害福祉事業	ふれあいサロンは、地域の居場所となれるよう広場の開放をし、住民の方が自主的に集まり、地域住民の方の楽しみや交流の場となるよう自主的な活動の場となるよう提案しています。意欲的な方が多く、お顔見知りになり、麻雀 カラオケ 手芸 茶話会などで交流を図りお互いに励まし合ったり、いたわりあったりなど、住民の方の主体的な力に支えられており、地域の方の生の声を聴くことができます。
I 団体	■組織の構成メンバー:1.団員は、愛知県や岐阜県から10代~60代の幅広い年齢・職業の吹奏楽愛好者で構成しています。 2.団員の互選により、役員(団長、副団長、指揮者、事務局長、企画委員長、会計)で運営しています。 ■活動内容:1.演奏技術向上を目指し定例練習を重ね、年2回の自主演奏会を開催しています。 2.市主催のイベントに参加しています。 3.不定期ですが依頼演奏があれば、参加します。 ■特徴:1.私たち一宮市民吹奏楽団(ICB)は昭和49年に愛知県一宮市にて結成されたアマチュア吹奏楽団で、「市民の皆さまに愛される楽団」をモットーに、吹奏楽演奏を通じて一宮市民憲章に掲げる「心ふれあう躍動感あふれるまちづくり」ができればと活動を続けています。 2.当団は、コンクールへの出場は、していません。	(1) 事務局の所在は、団の役員の自宅です。会社員ですので、問い合わせには携帯電話で対応しています。 (2) 無給 (3) 業務内容:1.問い合わせ等の対応(演奏会について、入団希望など) 2.定例練習会場の予約、練習予定などの配布資料の作成	1. 結成45年継続出来ていることが、「市民の皆さまに愛される楽団」にすこしは近づいているかな。始めた頃の入場者は、300人でしたが、現在は、800人前後になりました。 2. 市内老人クラブ様、子供会様に演奏会のご案内により、入場者が増えてきた要因の一つです。 3. 来場者のアンケートに「楽しかった」「涙がでてきました」「生の演奏が嬉しい」など有ると、やりがいを感じます。
J 団体	構成メンバー:(株)円建築設計事務所・大栄建築(有)・(株)大野建築作業所・(株)ワタナベ・長谷部建設(株)・中野建設(株)・大森設計事務所です。 活動内容:耐震化の必要性を伝えるためにストローハウス講座、ストローハウス作り体験、耐震相談会などを行っています。 特徴:一宮市の住宅の耐震改修を推進しているプロ集団です。「地元の人は地元が守る」という理念から成り立っています。	(1) 常勤 (2) 無給 (3)業務内容:住宅の建築設計を行いながら、市民活動をしています。	子ども達がストローハウスを作っているのを見ると元気が出ます。次回も頑張ろうという気持ちが湧いてきます。耐震の相談者は年配の方が多いためゆっくりと大きな声で説明するようにしています。たまに、耐震の設計なども無料だと勘違いする相談者がいます。「ここからは有料となります」と明言して、最終的な判断は相談者に委ねています。

【一宮市】「市民が選ぶ市民活動支援制度」について (3/4)

質問	活動組織に関して		活動内容に関して	
	7	8	9	10
	助成を受けた後も活動を継続していますか。また団体に何か変化はありましたか。	助成対象外の経費や活動を継続していくための自己財源の確保はどのように行っていますか。	人件費について、どのような内容にどのくらい充てていますか。	税金を活用しているという意識の明確化による活動の工夫や変化はありますか。またそれはどのようなものですか。
A 団体	助成金をあてにはせず、企業様から協賛を募ったりしながらなるべく参加者の負担にならないように心がけて活動をしてきた。あつたらいいなと思うが、思うようにはいかない。	企業協賛や参加費	交通費のみの支給	助成金のほとんどに、市内の小学校への講師派遣というボランティア活動費に充てている。
B 団体	活動が活性化し、メンバーも増えた、知名度がアップした。また更に活動の方向性が明らかになった。	財源は確保できていない。各メンバーが自己負担となっている。	時給9000円で換算している。講座開催時メインスタッフ、サポートスタッフに分けて充当。スタッフ間で大きく差異がないように心がけている。	公的な教育機関を活動のメインとしているので、多くの市民に活動として還元していることが伝わっている。
C 団体	託児にかかる金額が増え、ボランティアではなく、有資格者を頼めるようになったので参加者の安心を得られた。	セミナーやマルシェの参加費用からまかなっている。	セミナーの講師代金、広報活動、マルシェの当日ボランティアにほぼ充てている。	
D 団体	活動は継続して行っています。設立から9年が経ち、若いスタッフが増えてきました。	イベント出店料・フリーペーパーの掲載料・応援して下さるサポート企業さんの年会費など・	通信料・ガソリン代など。人によって違いますが、月に5000～10000円程度。結構な時間と人数が動いているので、ほぼ無償ボランティアの感じですよ。	特定の人ではなく、不特定多数の多くの方にイベントに参加してもらえるように努めています。広報を若い方向けのSNSから年配の方でもわかる紙媒体でのPRをしています。
E 団体	活動の知名度や信頼度があり、メンバーも応援して下さる方々も増えた。現在はすべてのご要望に対応できないジレンマを感じている。	メンバーからの寄付がほとんど。セラピー犬適性試験練習会や、セラピー犬育成に関連するセミナーを有料で開催。	セラピー犬の育成・トレーニング、動物介在教育・療法に関するセミナーの講師費、年度によって異なるが、0～30万円	支援金をどのように使用させていただいているかSNS等で発信。例として、セラピー犬の人獣共通感染症の検査報告書や診断書資料を掲載し、訪問先の免疫の低い対象者の安全を守る重要性を解説。不可欠な検査費用に支援金を使用させていただいていることを発信。
F 団体	助成という意識ではなく、市民の方々に自分たちのアピールをして選択していただいた結果と思っています。制度は市が作ったものですが、市民の意識、選択対象団体の思いが制度を維持していると考えています。よって初年度より活動を継続してきたことで私達「ののはな太鼓」を知っていただくことができ、活動の意義も浸透してきているのではないかと思います。また演奏している障害を持つ仲間たちも市民の方との交流を楽しむことができるようになってきました。障害を持つ人たちを「癒す人たち」と呼ぶことがありますますが本当に仲間たちにはそのような力があるのだと気付かされます。	メンバーから会費の形で得ています。	ボランティアで活動をお手伝いしていただいた方に時給としてお支払いしています。	毎年活動完了時に提出する報告書には「得られた効果」や「実施後に見つかった、事業に関する課題とその改善策や今後の展望」といった項目があり、毎年反省しながら進めています。特に市民との交流機会の提供をテーマに挙げているので、①できるだけ多くの市民に知っていただく工夫(リーフレット作成・配布、ホームページの作成・運営)や②交流を円滑に進める工夫(演奏への参加を促すための曲のリズムを示すパネルを作成、交流時に太鼓の配置を工夫し参加者の近くまで移動する)等小さいことですがコツコツと積み重ねています。
G 団体	継続しています。知名度がアップした。参加人数が増えてきて、安全面やスタッフの負担という点で見直しが必要。	参加費をいただいている。	それぞれが子育ての隙間を見つけてやっているの、ほとんど充てられていないが、メール対応やブログ更新などは見えないけれど地味に時間を奪われる。	広く一般の方に来て欲しい、子育てに悩んでいる人がいたら声をかけたいという運営メンバーの思いが強くなった。
H 団体	現在 ふれあいサロンに参加される方は高齢の方が中心である為、継続して活動に参加できる方は少なくなっています。メンバーの入れ替わりもありますが、集う方の顔ぶれで交流方法が変化していきながらも自主的な活動を支援できるとよいと考えます。近所の野菜作りの得意な方が並べて下さる無人野菜販売を開始、野菜を作る方の楽しみにもなっています。	助成対象外の経費は、ふれあいサロンで提供される嗜好品(お茶・コーヒー・お茶菓子)などで、法人の他の事業から補填しています。	人件費は、ボランティアスタッフの交通費とふれあいサロンの準備と片付けや掃除などに、事務局スタッフが交代で担当しています。	市民税を活用させていただき、一宮市民、地域住民の方にとって誰でも利用できる集いの場を周知していく必要があり、当法人の毎月発行の会報やホームページに活動内容を掲載しています。
I 団体	1.継続した自主運営をしていますので、助成金の有無によって活動が変わることは有りません。が、制度の趣旨にさらに寄り添うために一般市民の参加が出来るよう、企画内容を工夫しました。 2.制度のPR冊子により、対象事業の知名度がアップしています。	自己財源の確保 1. 月額会費及び、特別会費で賄っています。	1.受付、会場整理員の、団員では賄えない会場スタッフの費用です。 900円/h×7h×13人=81,900円	支援制度が、市民税の1%が当てられていることは、意識しています。それ以外は、有りません。
J 団体	助成を受けた後も活動を継続しています。 イベントの時、我々の団体のまとまりは最強です。短時間で搬入し準備して、ストローハウス講座が終了したらアツと言う間に片づけて搬出をしてしまいます。幸いにも事故や怪我などが無くて活動できています。	会員の自己負担で活動しています。 市外や県外などでストローハウス講座をする時に、お金を頂くようにしています。回数は年に1～2回ぐらいです。	人件費の内容は、申請書・報告書の作成、チラシ・ポスター・パワーポイントの作成、ストローハウス講座・体験会の説明員や耐震相談会の補助員の実働時間です。搬入や搬出の時間は含めていません。1人当たり、900円/時です。(これを超えると経費として認められない。)	広く一般の市民に「耐震」の意義と必要性を伝えたいと思っています。年に2回、広報一宮で情報を発信しています。相談会では、仕事で得た知識や情報を資料や写真を見せながら簡単な言葉で説明しています。金額を明示する事もあります。相談者は、ほとんどの判断材料を無料で手に入れる事が出来ると思います。そして、我々のグループだけが利する事が無いように、名刺などを渡すような事は控えています。

【一宮市】「市民が選ぶ市民活動支援制度」について (4/4)

質問	活動内容に関して			自由記述
	11	12	13	
	活動を行っていくうえで大変なことは何ですか。 (予算獲得のPR, 報告書の作成など)	5年後の自分たちの活動についてイメージはありますか。またそれはどのようなものですか。	結果(成果・効果)をどのように残していますか。	
A団体	予算の獲得と、報告書などの書類関係	参加者からの参加費用ではなく、地元の企業様と一緒に地域活性化へつながる活動をしていきたい。	年間報告を報告としてまとめ、市や県へ提出。	助成金はとてもありがたいが、認知度が低すぎるのと、広報が大変。また、若い層での広報を見ない習慣をなんとか改善して、税金を有意義に使えるようにしてほしい。また、今後は助成金を頼りにしなくても良いような自主財源確保が必要だと感じている。企業や行政のバックアップも必要。
B団体	活動費を継続的かつ安定して得ること。	今、生きづらさ、育てづらさを感じている人が増える中で、様々な切り口からの継続的なサポートや見守りが必要だと感じている。助産師が設営するサポート施設を、市からの支援拠点として認可してもらったうえで作っていきたい。	実績として活動の評価ができるよう講座回数、対象者数をカウントしている。また実施時に必ず感想を書いてもらっている。	市民活動制度は、活動を始動するにあたって周知にもつながるため良い制度だと思う。ただ、毎年投票を依頼することが負担感となっていることも正直なところ。この制度が、どのような団体を支援目的としているのかにもよるが、継続的な活動団体には特別対応や条件付きでの投票なしでの補助金認定なども今後ご検討頂けるとありがたい。
C団体	投票の活動、マルシェの開催		S N S上で活動報告をあげ、参加者に共有している。	
D団体	資料の作成(パソコンを使えない人が大半なので)・スタッフがほぼボランティアなので色々とお願ひするのが申し訳ない(お願ひしています)が・・・)	メインスタッフが50代になるので、「チアフル・ママ」を若い世代に引き継ぎ、私達は「チアフル・パパ(仮名称)」を運営していく予定。子育ては終わるのでこれからは親や自分自身の事です。「介護・葬儀・相続・医療」についての情報を伝えるイベントなどの運営。	SNSでの公開や報告書を作成し、関わって頂いた企業の方々に提出しています。	
E団体	ボランティアメンバー(犬と人)の獲得。活動適性・気質のある犬と、適切にその犬を管理し教育し続けることが可能な飼い主への獲得が非常に困難。訪問活動のご依頼数は非常に多いが、活動できるメンバー不足から、需要を満たせていない。	動物介在教育・動物介在活动ボランティア団体として日本を代表するロールモデル団体となること。動物介在活动部門と動物介在教育部門、セラピードッグ育成部門で専門性を分け、各部門をリードする人材が育ち、市内の活動ニーズに応える体制が確立されていること。	動物介在教育に関しては、先生方にご協力頂き、授業実施後に児童に感想画を描いてもらっている。授業毎に学習の目当てが達成されているか感想画から評価する。授業を重ね、各児童の描く感想画の変化を分析、動物介在教育実施の成果を評価する。読書イベントでは、児童の音読の様子や読書ノートの内容から授業の目当てが達成されたか評価。動物介在教育・療法学会にて活動の取り組みを報告。	
F団体	報告書の作成なども大変ですが、和太鼓演奏という点で発表場所の確保が毎年苦勞します。出張演奏は施設の方の了解があるので問題ありませんが、大きな音の出る太鼓はNGという施設も多く同じような場所でのイベントになってしまいます。	5年後、現在在籍している障害を持つ子供たちはほとんどが成人しますすでに成人している仲間そしてその両親も歳をとっていく。そんな状態になったときにも新たに活動に参加して頂ける人がいて、メンバー全員が元気で楽しんで参加できるような活動を続けていければと思っている。	制度の中で、毎年実施結果を報告することが義務付けられているのでその資料を書き上げることで確認している。提出したものはホームページ上に掲載され市民にオープンになるので、きちんと整理して、説明できる形で残すようにしている。資料作成は大変ではあるが年度末には自分たちの活動をきちんと振り返ることができるし、過去の記録も正確に遺せているのだと思う。	演奏をご覧になった来場者の方のおたよりです。 「オープニングの太鼓みました。障害のある方の舞台、あまりの賢明さ、ひたむきさに涙が出ました。」
G団体	報告書の作成に不安がある。	自分達の子どもが大きくなれば、生活スタイルも変化し、必要とする活動も変化することは当然なので自分の子ども達の世代に合わせた活動も増やしていくか、次世代のママさんに活動を引き継ぎたい。	ヨガなどは人気で、すぐに定員10名に達してしまう。フォトイベントでは20組の親子が集まった。それぞれ、その場での交流も楽しんでもらえた。	
H団体	市民活動支援制度申請時のPR動画の作成に苦慮している。市民活動支援制度が市民の方に浸透していない為、投票率が低いこと。市民活動に興味を持つ方が少ないのか、PR不足なのか、長年市民活動支援制度は継続しているにも関わらず投票率が増えて行かない。報告書の作成にも、かなり時間を費やしている。(レシート 領収書の添付、集計等)	当法人の理念でもある、ともに生きることでできる地域であってほしいので、高齢者だけでなく障害のある方 小さなお子様や若い方、当法人の会員も含め、いろんな人が集い交流でき、楽しみが持てる場となってほしいと思います。	形としては見えないかもしれないですが、ここに行ったら楽しい、うれしい、行きたい と思っていただける 集いの場となることを望みます。地域の方の頼りにされる ふれあいサロン となりつつあると思います。	
I団体	1. 団員の確保が、重要。45年も継続してくると、構成年齢が上がってくる。発足当時10代、20代の方が、50、60代と年齢が上がってきた。若い世代の、団員確保が難しい。 2. 活動資金も、団員の数で左右される。	5年後は、ちょうど発足から50年を迎えますので、50年記念の演奏会として、企画したいと思っています。 資金が許せば、著名作曲家に、オリジナル作品の委嘱等を考えています。	演奏会の、プログラム、記録音源、映像、写真を残しています。	当団や各団体も支援制度があるから活動している訳でなと思う。長年活動してきたことが認められ、このような制度の対象事業であることがより重要と思っている。(支援金は多い方がよいが)2年前、当団と同様な3団体の吹奏楽団が対象事業から外れた時は、大変ショックを受けた。継続した演奏活動が、否定された思いだった。その後、審査会の審査に疑問を感じ2団体はその後の申請を止めた。残念。当団は、制度の趣旨に沿うよう改善し事業を開催している。どの団体も、一宮市の芸術文化の裾野が少しでも広がればと活動している。そのような団体の思いを支援してください。
J団体	自分の仕事をしながら市民活動をするのは非常に大変。全体の流れですが、支援制度申請して、ビデオやPR記事を作成して、投票を御願ひして、実績報告書を作成している。もう少し簡単にならないかと考えている。その期間にストローハウス講座・体験や無料の耐震相談会を開催している。	我々の活動は大地震が起きたら役目を終えます。大地震が起きるまで、耐震の必要性を伝え続けたいと思っています。	一宮市の住宅の耐震化率が徐々に上がっている。また、住宅政策課(まちづくり部)が行っている無料耐震診断について、ほとんどの方が知っている。ただし、知っているが申込みをしない人も相当な数がある。今後は住宅の耐震化とともに、倒壊する可能性が高い住宅を解体する事も必要ではないかと思っている。	

「(八千代市) 1%支援制度」について (自治体様 調査票)

※今まで検討された資料や説明資料等がありましたら、別紙での回答でもかまいません。

制度・運用に関して	
1	<p>制度導入にはどのような目的やねらいがありましたか。</p> <p>平成21年度の制度開始当時は、市民の納税に対する意欲及びボランティア活動等に対する関心を高めるとともに、市民活動団体の活動の支援及び促進を図ることを目的としていたが、市民活動の参加者や支援者には高齢者や非課税者も多く、そういった方々の意見を反映することができない、という意見が多かったことから、平成29年度に18歳以上の全市民が支援したい団体を選択できると同時に、市民活動に関心を持つきっかけを作り、豊かで活力のあるまちづくりの促進を図ることを目的に改めた。</p>
2	<p>これまで制度を行ってみたいの成果や課題(支援者数、応募団体数、市民の理解度や関心の変化など)はどうですか。</p> <p>平成29年度の制度改正により、届出対象者を納税者だけでなく、18歳以上の全ての市民が届出できるようになったことで、届出者も増加傾向にある。しかしながら、多くの市民活動団体を支援していただくことを目的に、お一人が支援できる金額を3分割し、3団体選択していただくことを想定しておりましたが、実際の届出は、6割が1団体ないし2団体選択であったことから、一人当たりの支援額が低くなってしまい、届出が増えたにも関わらず、支援金総額が伸びない結果となった。また、市民から1団体に全額充てたいとの意見もあったことから、本制度の大きな特徴である、市民が選択し届出することで市民活動に関心をもってもらい、市民活動の活性化に繋げるためにも、その意思が反映されるよう、来年度からは、市民の意向を反映すべく、一人3団体まで選択できることは変えずに、1団体選択の場合は全額、2・3団体選択の場合は、それぞれ2分の1、3分の1の金額に等分して支援金とすることとした。</p>
3	<p>制度や各活動に関する広報・PRはどのように行っていますか。</p> <p>支援対象に決定した団体と事業内容等を市の広報紙やホームページで公表し、また各団体が作成したPRシート(チラシ)を市役所内及び市民活動サポートセンターにパネル掲示を行っている。 また、市政情報メールにて届出を促し、インターネットでは「やちよニュースクリップ」(動画)を配信したり、庁内にある行政モニターでPRを行っている。</p>
4	<p>局地的な活動は対象事業となっていますか。</p> <p>対象事業の要件としては、①市内において実施するもの、②市民活動団体を構成する者のみを対象とするものでない、③支援金の交付を受けようとする年度に、本市から別の補助金等を受けていないことの全てを満たしていることのため、局地的な活動は認めていない。しかしながら、団体の構成員を対象とする清掃活動など、市民のためになるような活動については、対象となる場合がある。</p>
5	<p>支援する活動を選ぶ市民の方に関して何か規定はありますか。</p> <p>18歳以上であり、尚且つ、その年度の届出日初日に本市に住民票がある方</p>
活動組織に関して	
6	<p>制度を活用し活動している団体はどのような団体ですか。(活動内容、構成メンバー、年齢層など)</p> <p>平成30年度は、保健・医療・福祉の増進分野で4団体、まちづくりの推進分野で5団体、学術・文化・芸術・スポーツの振興分野で13団体、環境の保全分野で6団体、子どもの健全育成分野で6団体の参加があった。 少年野球などを除き、団体の会員の高齢化が進んでいる傾向にある。</p>
7	<p>助成団体間のつながりや交流はありますか。ある場合、どのようなものですか。</p> <p>協力して届出の呼びかけを行っている団体もある。</p>
活動内容に関して	
8	<p>どのような活動がより多くの支援を受けていますか。</p> <p>福祉、青少年育成の分野で、特に少年野球など会員数が多い団体の支援が多くなる傾向がある。</p>
9	<p>1団体当たりの過去最高支援額はいくらでしたか。</p> <p>制度改正前の平成24年度に、最高支援額として約90万円の交付を行ったが、団体間で支援金額に開きが生じており、特定の団体の補助金額が突出している状況が続いていたことなどから、上限金額を設定することとした。現在は50万円もしくは事業費総額の2分の1のいずれか低い額を上限としている。</p>
自由記述欄	
<p>以前は、届出をした納税者の個人市民税の1%相当額を交付していたが、現在は18歳以上の市民を対象に、前年の個人市民税の1%相当額を基に算出した金額を交付しているので、通称である『1%支援制度』は誤解を招くため、現在は使用していない。</p>	

【八千代市】「市民活動団体支援金交付制度」について (1/2)

質問	制度・運用に関して			活動組織に関して
	1	2	3	4
	制度について、良かった点・改善してほしい点は何ですか。	活動を行っていくうえで行政のサポートはありますか。またどのようなサポートがあればいいと思いますか。	どうやってこの制度を知りましたか。	貴団体について教えてください。（組織の構成メンバー、活動内容、特徴など）
A 団体	1, 市の制度の下で自力で資金集めができることは良い。 2, 毎年の支援金額が不安定であり、計画性のある事業計画が立てづらい。 3, 「人気投票」の要素があり、本来の活動以外に「票集め」に労力を費やす。 4, 会員数が多い団体に有利のような気がする。 5, 行政のまちづくり戦略に沿った支援と一致していないのではと感じる。 6, 行政の戦略、戦術を効果的に実行するため、市民活動団体との連携による「協働」を検討する必要があるのではと思う。	1, 支援金担当及びイベント推進する部署からの支援サポートはあるが、文化財管理など本来の郷土歴史調査、研究部署から共同調査、研究活動を行うことには、何が阻害要因なのか分からないが難しい。「協働」の考えがあればと思う。 2, 膨大な保管されている郷土歴史資料の整理、解明に参画、協働できれば、八千代市の郷土歴史が明らかになり、温故知新により新しいまちづくりに貢献することが期待できる。	1, 2010 年度より長年続いていた年間 3 万円の活動支援金給付が打ち切られ、市の担当部署より「1%支援制度」に参画するように指導された。	1, 八千代市民により構成されており、会員数は 2019 年 1 月 31 日現在計 54 名(男 44 名, 女 10 名), 平均年齢 72 歳, 最高齢 97 歳。 2, 設立 45 年(創立 1973 年 7 月 1 日), 八千代市の郷土歴史を調査、研究活動を行い、毎年 11 月末に研究成果の発表展示会を開催している。同時に機関誌「史談八千代」を発刊、昨年末に第 43 号を発刊した。この機関誌は、八千代市内の博物館、図書館、公民館、中・高・大学に献本、及び国会図書館、千葉県立図書館他周辺都市の図書館、博物館など約 150 箇所へ献本をおこなっている。 3, この活動と機関誌発行による功績が評価され 2014 年には、千葉県教育功労者として表彰を受けた。 4, 近年は、調査研究エリアを決め、そこに住む住民とジョイントした調査、研究活動をおこなっている。
B 団体	制度を知り活用することで充実した講座を開催することができた。予算の半額をいただくためには大勢の方の支援を必要とし、支援のお願いに何うことは労力を必要とする。エントリーした団体が提出した申請書類審査を厳しくし大丈夫であれば支援金をいただけるようにしてほしい。	公共施設を利用する講座については掲載お願いは可能であるが、公共施設以外の講座については掲載していただけない。同じ支援金制度を利用する講座なのにと不公平を感じる。	広報やちよ、やちよ市民活動サポートセンター内の掲示。	千葉県が開催した環境講座の卒業生の集まりです。地球環境の保全(地球温暖化防止)と子供たちの科学的知識向上を目的として、夏休みに「ソーラークッカーを作ってソーラークッキングに挑戦!」を開催している。
C 団体	・資金確保の一つの方法として使わせていただいています。 ・他の助成金に比べ、正規の申請をすれば団体にとって有利な使いやすい制度。 ・10 年間で制度の内容何度か変わりそのたびに対応しなくてはいけない。	・市民への周知。今年もこの時期だねと思ってもらえるようにしてほしい。	・八千代市の HP, 広報やちよ	子どもたちが体験を通して人と関わりながら心豊かに育つ地域社会を子どもとともにつくることを目指し子どもに関わる団体として地元で 29 年活動。芸術舞台鑑賞やキャンプ、大人数で遊ぶなどの体験事業、子育て支援事業、地域づくり事業。子どもの育ち長く(乳幼児から 18 歳)をお互いに見守り、たくさんの大人や子どもに出会うことができる。会員数 280 人
D 団体	自己資金の保有が十分でない市民団体に於いて(当団体も含む)、市の 1%支援制度が発足して以来活動資金の安定化がある程度保証され、非常にやりやすくなった。しかし、この制度の基本的な運用が度々変更される点の安定化を望みたい。	この制度の一般市民の認識が非常に希薄で認知度が低い。各団体個別の PR には限界があり、市民への PR をもっと行政が力を入れて行なって欲しい。	スタート時、行政より説明あり。	市内西北部を流れる「花輪川」の環境保全活動を主の活動としている。平成 13 年(2001 年)NPO 法人八千代オイコスを設立。毎月第 2 日曜日を定例活動日として、花輪川で「川の清掃・歩道橋の整備・水質検査・川岸花壇の整備」等実施。他にこの川を利用して市内小学生対象に毎年夏休み時に「川の学校」を開催(11 回開催)。川を通して「水・生き物」の学びを経験する。メンバーは 30 人の登録だが、常時活動者は半分くらい。
E 団体	対象事業について市民の理解が得られることが良かった点であるが、まだまだ市民に本制度が知られていない・理解されていないと思われるので本制度の PR 活動を充実してもらいたい。	制度そのものの PR についてより充実させて欲しい。八千代市は「まちづくりふれあい講座」として市職員による出前講座が実施されているのでその中に支援制度の項目を加えてもらいたい。	制度導入時に市の広報誌(広報やちよ)で知った。	各種市民大会の開催、その他市民および県内テニス大会、予選会の主催・主管・後援、指導講習会・審判講習会およびその派遣・養成、その他本協会の目的達成に必要な事業を実施。市内 24 団体が加盟、会員数:720 名

【八千代市】「市民活動団体支援金交付制度」について (2/2)

質問	活動組織に関して			活動内容に関して	
	5	6	7	8	自由記述
	活動を行って見て地縁団体や住民との関係に変化はありましたか。	助成を受けた後も活動を継続していますか。また団体に変化はありましたか。	助成対象外の経費や活動を継続していくための自己財源の確保はどのように行っていますか。	活動を行っていくうえで大変なことは何ですか。(予算獲得のPR, 報告書の作成など)	
A 団体	15年程前から旧村の研究を行うことになり、毎年対象となったエリアの住民が参画する活動をおこなっている。 古くから住んでいても、先祖がどのような生活をしてきたかを知らないでいたが、共同研究活動によって郷土の歴史を知り郷土に対する意識が変わり、会員の研究活動の励みになっている。又、研究成果である機関誌は、対象地域全戸に献本している。調査したエリアでの歴史散策ガイドの依頼が増え、新しく「ガイドする」業務が増えてきている。	前述の通り研究活動は継続している。本来の活動以外の「研究活動資金集め」の労力の質が変わったが、資金集めの負荷には変化がない。	1, 基本となる財源は、年会費(3,000円/人)である。会員数を増やす活動、市民参加活動を推進している。 2, 研究成果を基に、及び歴史遺産を対象として、市民に対して郷土歴史散歩を有料で実施している。 3, 他の市民団体からの依頼による歴史散歩、講演などの講師料などの収入。	1, 支持者、理解者からの「1票」を獲得する知恵と労力と投資が必要とする。①歴史散歩、歴史展、八福神めぐりの来場、参加者のデータベース作成と管理、運用。②支持者、理解者への告知手段であるDM費用の負担が多額となる。 2, 千葉県教育委員会から評価を頂いている機関誌・史談八千代の印刷製本代の確保。現行では会費で負担している。 3, 支援金対象外となる、寺院への祭り事などでのお布施、自治会などへの寄付の負担が大きい。	「協働」により予算削減と市民によるまちづくりの意識が高まる効果が見込める。 ◆八千代市の「1%支援制度」は、市民が市民活動団体の活動を選択すると、一見公平に見えるが「人気投票」の要素が多く、行政のまちづくり戦略とは、必ずしも一致していない。総理府及び県が推進し、多くの都市が採用、検討しているまちづくりの戦略に沿った市民活動団体との「協働」の研究を始める。 ◆八千代市が認定する「市民活動団体」の定義がない。
B 団体	活動の内容を知ってもらい理解を得ることが出来て支援をしてくださる人が多くなった。	助成を受けた後も充実した講座を開催することができるようになり、ご近所、友人などのお手伝いが増えた。	イオン黄色いレシートキャンペーンに登録したり、コープみらいの地域クラブに登録して財源を確保している。	予算獲得や報告書の作成には問題はないが、夏休みに環境講座を開催する時に、スタッフの人数が不足する。	
C 団体	・地元の長寿会や同じ子ども関係の方との連携、活動に招待、参加をしていただき評価してもらった。 地元の情報サイトに配信してもらうきっかけになった。	毎年申請することでネームバリューが定着。広く市民に周知でき会員以外の参加者が増えている	・参加費をもらう。本会計より持ち出し	・会員ひとり一人にPRする意識をもってもらうことがむずかしい。 ・届け出を出したか出さないかの確認が出来ないのがもどかしい。 ・届け出受付中は、団体が一丸になってPRに集中するがそのためにはエネルギーが必要。	
D 団体	地域住民や他の団体とのトラブルは当初より無く、現在も同様である。オイコス活動スタートの頃は地域住民と一緒に「花輪川フェスティバル」を開催し、地域住民の交流を計り会のPRを行ったが地域住民の高齢化等により参加者が減り、現在交流は行っていない。唯一近所の牧場と連携し、オイコス行事に牛乳の提供を受けたり牛舎の見学を実施している。	助成金対象行事の他、年2回のエコウォーキングを主催、一般者の参加を募り地域の史跡めぐりやごみを拾いながらのウォーキングを行う。又昨年「子供たちと米づくり体験」の事業も始めた。	少額ではあるが、外部や会員有志の寄付金を得ている。	人材の確保。	
E 団体	協会の企画事業(テニス教室)がより広く市民に伝わるようになった。また本制度PRのため他団体との協力関係も築けることが出来た。	活動は継続している。団体内では事業PRを積極的にを行う体制が出来た。	各種市民大会、テニス教室等の参加費により確保している。	本支援金制度により自団体の選択届出票を如何に確保するかという点。	

「(市川市) 1%支援制度」について (自治体様 調査票)

※今まで検討された資料や説明資料等がありましたら、別紙での回答でもかまいません。

制度・運用に関して	
1	<p>制度導入時どのような目的やねらいがありましたか。</p> <p>制度導入時、下記2点のような背景がありました。</p> <p>①当時のボランティア団体等支援の方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市はボランティア団体やNPOに対し、行政は活動の自発性や自主性を損なうことのないように、あくまで側面的な支援を中心に取り組んでいくべきで、ボランティア団体やNPOへの財政支援については、慎重にすべきという方針があった。 ・また市は、多くの団体が非常に厳しい財政状況であることを認識していたが、市民から団体への支援、寄付やカンパのような形が日常的になってくのが理想と考えていた。 ・しかし、現実はそのような状況になっていないので、どのようにボランティア団体やNPOを支援すべきか検討していた。 <p>②当時の本市の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法上、納税者が予め自分の税金の使い道を指定することはできない。 ・市川市は東京都に隣接する住宅都市であり、所得税納税者の源泉徴収による納税が約8割、市民税納税者の特別徴収による納税は約7割となっており、市民の中には、自分の納めている税金の額を知らなかったり、使われ方に関心が無い人が多かったことが、市政の動きや地域のことに無関心ということに繋がっていると考えられた。 <p>上記のようなことから、地域や市政に関心を持ってもらうための一つの方法として、自分の納めた税金の使われ方を自分で決められるような納税者の意思を直接、反映できる制度の検討がされ、導入に至ったものです。</p>
2	<p>10年で制度を終了するに至った経過・理由を教えてください。</p> <p>制度を平成17年度から11年継続する中で以下のような問題点が徐々に顕在化してまいりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の届出に納税通知書番号を要する等わかりにくく、負担感が大きいという意見が多いこと。 ・団体にとっては、届出を集めるためのPR活動に要する負担が大きく、PRの成否によっては申請額(希望額)に届かないこと。 ・補助金額の算定に、届出者の納税額確認等の事務量が大きく、補助金額に対して経費がかかりすぎる等費用対効果の面からも問題となっていたこと。 ・補助金額に上限がなかったため、事業間の補助額に大きな差がでる可能性があること。 <p>これらの問題を解消し、市民、団体、事務局の負担を軽減し、将来的な財政負担の抑制も考慮した、簡素で効率的な制度を目指すといった主旨、経緯から新たな補助金制度へと見直しが行われたものです。</p>
3	<p>事業廃止にあたっての市民の反応はどうでしたか。</p> <p>市民の届出とともに実施していたアンケート結果から、当初目的としていた納税意識、意欲の高まり、市の施策への認知度、ボランティア活動への理解について一定の成果はあったものと評価しております。</p> <p>また、補助金を受けて事業を実施する団体にとっては、市民の届出の集計結果により、補助金額の大小が決まる仕組みから、審査会の審査を経れば申請どおりの金額で交付を受けられる仕組みへ見直したことにより、計画どおり安定して事業実施ができるようになった、届出を呼びかけるPRにかかる負担がなくなった等の声をいただいております。</p>
4	<p>10年間制度を行ってみたいの成果や課題(支援者数、応募団体数、市民の理解度や関心の変化など)はどうでしたか。</p> <p>届出数(支援者数)、補助金交付団体数(応募団体数)、補助確定額は、平成21、22年度にピークを向かえ、緩やかに減少していきました。</p> <p>ピーク時の届出数は、平成21年度の約10,100人、補助金交付団体数は平成22年度の136団体、補助確定額は、平成21年度の約1,580万円となり、最終年である、平成27年度は、届出数約7,500人、補助金交付団体数112、補助確定額約1,140万円となりました。</p> <p>市民の理解度、関心につきましては、市民の届出とともに実施していたアンケート結果から、当初目的としていた納税意識、意欲の高まり、市の施策への認知度、ボランティア活動への理解について一定の成果はあったものと評価しております。</p> <p>制度への課題につきましては、設問2で回答したとおりです。</p>

5	制度や各活動に関する広報・PRはどのように行っていましたか。
	市広報紙の定例発行分と別に、団体の申請事業のPRと届出を呼びかける特別号を発行し、周知に努めておりました。 また、届出受付開始時期とあわせて、市民に団体の事業をPR、制度周知のためのフェスティバル形式のイベントを実施しておりました。 当課で運営するwebサイト「いちかわボランティア・NPOweb」上で団体の事業を紹介し、webサイト内で届出を受け付ける仕組みを設置しておりました。
6	局地的な活動は対象事業となっていましたか。
	団体要件、事業要件を満たすものであれば審査会の審査を経て、対象事業として決定されておりました。
7	支援する活動を選ぶ市民の方に関して何か規定はありますか。
	特に規定はございませんでした。 平成17年度の制度設立当初は、届出により補助金額として市民税納税額の1%分を換算していたため、課税のかかる納税者のみが対象でしたが、非課税者の支援の思いを反映させるため、19年度から地域ポイント（エコポイント）による支援の届出を導入したことにより、子どもから高齢者まで課税者、非課税者に関わらず誰でも制度に参加できる仕組みとしておりました。
活動組織に関して	
8	制度を活用し活動していた団体はどのような団体ですか。（活動内容、構成メンバー、年齢層など）
	制度最終年であった27年度の交付団体である112団体の内容につきましては、以下のとおりです。 団体の種別は、 任意団体 78 団体（69.6%）、NPO 法人 24 団体（21.4%）、スポーツ団体 8 団体（7.1%）、実行委員会 2 団体（1.8%） NPO 法に掲げる活動分野に準じた活動内容の分野は、 保健・医療・福祉の増進に関するもの 28 団体（25.0%） 学術・文化・芸術・スポーツの振興に関するもの 26 団体（23.2%） 子どもの健全育成に関するもの 20 団体（17.9%） まちづくりの推進に関するもの 16 団体（14.3%） その他 22 団体（19.6%） 構成メンバー、年齢層につきましては、多種多様な団体がありましたので、一概にお示しするのは難しいところですが、一般的に社会貢献活動、地域貢献活動を精力的、継続的に行う時間的余裕が持てる定年退職後であることから、全体的に世代は高めであったといえます。 また、活動分野と関連して、例えば、子どもを取り巻く環境改善のために活動する団体は小さなお子さんがいる子育て世代が中心であったり、少年野球チーム等のスポーツ団体は、小中学生の親世代、現役世代が中心というケースがありました。
9	助成団体間のつながりや交流はありましたか。あった場合、どのようなものでしたか。
	市民へ届出の対象となる事業を周知、団体の活動紹介、PR等を目的としたイベントを実施しておりました。このイベントに参加する団体同士で個々に交流、他団体の情報を得る場となっております。
活動内容に関して	
10	どのような活動がより多くの支援を受けていましたか。
	事業のPRの成否が直接、補助金額に反映される仕組みであったため、会員の人数が多い等団体組織の規模が大きいものが、より大きな予算規模で多くの届出を集めておりました。
11	1 団体当たりの過去最高支援額はいくらでしたか。
	補助金の交付額として、過去最高であったのは平成21年度の752,665円でした。
自由記述欄	

高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会

第8期審議経過

委員会等（開催日）	概要
第1回見守り委員会 (平成30年6月11日)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・見守り委員会の役割, これまでの経過説明 ・第8期見守り委員会での審議内容についての検討
第2回見守り委員会 (平成30年10月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・他市への照会内容（質問事項）の検討
第3回見守り委員会 (平成30年12月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ・他市への照会内容（質問事項）の検討
第4回見守り委員会 (平成31年3月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・照会回答の報告, 意見交換 (地域自治組織について)
第5回見守り委員会 (令和元年5月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ・照会回答の報告, 意見交換 (支援する団体を市民が選ぶ制度について)
第6回見守り委員会 (令和元年8月6日)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換（各制度のメリット・デメリット, 高知市にどう活かせるのかについて）
第1回編集委員会 (令和元年10月8日)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言内容についての検討
第2回編集委員会 (令和元年11月13日)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言内容についての検討
第3回編集委員会 (令和元年12月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言内容についての検討
第7回見守り委員会 (令和2年1月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書案の確認
第4回編集委員会 (令和2年3月2日)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言内容についての検討
第8回見守り委員会 (令和2年3月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書案の最終確認

高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会

第8期委員名簿

氏名	所属等	区分	備考
山崎 水紀夫	NPO高知市民会議理事	市民活動	委員長 (編集委員)
大槻 知史	高知大学地域協働学部准教授	学識経験者	副委員長 (編集委員)
市川 真千	高知青年会議所(高知市社会福祉協議会)	市民活動	
宇都宮 千穂	高知県立大学文化学部准教授	学識経験者	
大崎 博士	高知県青年団協議会事務局長	公募	
兼松 方彦	物部川21世紀の森と水の会事務局長	市民活動	
川村 将平	元本山町地域おこし協力隊	公募	
長尾 達雄	高知市町内会連合会会長	市民活動	
中嶋 澄恵	鏡地域連携協議会事務局長	市民活動	(編集委員)
西村 健一	下知地区減災連絡会副会長	公募	
野村 ひとみ	元高知市市民生活部市民相談センター所長	行政出身者	(編集委員)
畠中 洋行	元NPO高知市民会議事務局長	学識経験者	(編集委員)
増田 和剛	まちづくりファンド運営委員会委員長	学識経験者	(編集委員)
藤岡 省次	大津地区老人クラブ連合会会長	市民活動	